

京都府文化財保存活用大綱

京都府教育委員会

令和2年3月

京都府文化財保存活用大綱 目次

第1章 策定の趣旨	1～5頁
1 大綱策定の背景	
2 目的	
第2章 京都府の文化財の概要	6～18頁
1 京都府の特色	
2 京都府の文化財の保護の仕組み	
3 府内各地域の文化財の特色	
第3章 京都府の文化財を取り巻く現状と課題	19～25頁
1 文化財の指定等による保護と継承	
2 文化財の維持管理・保存継承の現状	
3 文化財保護を支える技術の継承	
4 文化財の活用資源としての期待の高まりと不安	
5 近年の文化財の防火・防災意識の高まり	
第4章 「地域計画」策定の際に指針とすべき事項	26～30頁
1 目指すべき将来像	
2 文化財の保存・活用のための基本的な方針	
第5章 文化財の保存・活用を図るために府が講ずる措置	31～44頁
1 文化財の指定等による保護の促進	
2 文化財の保護体制の強化	
3 文化財保護を支える技術等の継承	
4 文化財の地域的な保存・活用の促進	
5 府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成	
6 京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画	
第6章 府の市町村への支援の方針	45～51頁
1 市町村が実施する文化財保護行政への支援	
2 市町村の文化財保存活用地域計画（「地域計画」）への支援	
3 広域連携に対する市町村の取組への支援	

第7章 防災・災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・52～58頁

- 1 近年の状況
- 2 文化財防災の方針、枠組み
- 3 京都府文化財災害予防計画
- 4 市町村の地域防災計画
- 5 文化財所有者のための防災対策マニュアル
- 6 災害発生時の対応
- 7 広域行政としての対応、支援
- 8 今後の対策

第8章 文化財の保存・活用の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・59～63頁

- 1 推進体制一覧
- 2 今後の体制整備の方針
- 3 府関係部局の施策と連携
- 4 文化財保護行政上の市町村文化財部局の位置づけ

添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64～83頁

- 別添資料1 用語解説・参考
- 別添資料2 京都府の文化財各分野の現状と課題
- 別添資料3 国宝・重要文化財市町村別件数一覧
- 別添資料4 重要無形文化財・民俗文化財等市町村別件数一覧
- 別添資料5 (特別)史跡名勝天然記念物市町村別件数一覧
- 別添資料6 京都府指定・登録文化財市町村別件数一覧
- 別添資料7 京都府暫定登録文化財市町村別件数一覧
- 別添資料8 市町村指定文化財件数一覧
- 別添資料9 国・府・市町村指定登録等文化財の地域別・分野別の割合

第1章 策定の趣旨

1 大綱策定の背景

(はじめに)

京都府において、文化財は、その歴史、文化または自然を理解し、地域の特性を考えるために欠くことのできないものです。また、現在及び将来にわたり府民の生活、文化の向上発展の基礎をなすものです。

先人の知恵と努力によって守り伝えられてきた文化財は、明治時代になると国や地方公共団体が法のもとに保護を図るようになりました。古社寺保存法（明治30年公布）から始まり、史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年公布）の施行、さらに国宝保存法（昭和4年公布）が定められるなど、保護の対象も社寺の所有するものからそれら以外のものまで、時代を経て範囲が広がってきました。

文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）により、今日の保護行政の根幹となる法体系が確立されました。質・量ともに豊富な文化財が所在する京都府は、文化財の所有者をはじめとする多くの方々の努力により、その保護、継承が進められてきた結果、今日の文化財保護行政において、一貫してわが国を代表する存在であったといえます。

(京都府文化財保護条例について)

昭和54年京都府文化財保護審議会の「京都府における文化財保護の制度化をはかる上で考慮すべき事項について」（答申）では、「地域の文化財を再評価し、京都府の文化財の特性を地域住民の生活環境に確固として位置づけ、地域の歴史的景観を含めて、文化財所有者、住民等との合意のもとに、関係行政機関との連携を密にして、文化財保護を図るよう定めるべき」と文化財保護の制度化に係る基本的な考え方が示されています。また、府内に所在する文化財の特徴としては、その中央性、地域性、国際性が挙げられています。

これは、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号。以下「条例」という。）に反映され、府における文化財の保存と活用の基本的な方針となりました。なお、条例制定に当たっては、府と京都市が協調して準備が進められ、同年、京都市においても京都市文化財保護条例が制定されました。

また、平成17年の法改正を契機として、府においても文化財の体系に文化的景観という新たな類型が加わりました（平成19年条例改正）。さらに近年、新たに暫定登録文化財制度を創設し（平成29年条例改正）、これまで守り伝えられてきた文化財を後世に伝える施策に取り組んでいます。

（文化財保存活用大綱について）

国の文化審議会の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」（平成29年12月答申）では、過疎化・少子高齢化を背景として、これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要、と示されています。

平成30年6月に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）が公布され、地域における文化財の総合的な保存・活用の促進、個々の文化財の確実な継承へ向けた保存・活用制度の見直し、地方における文化財保護行政に係る制度の変更、罰則の強化などの事項が新たに加われました。

法第183条の2では、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる」とされ、また法第183条の3では、「市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる」とされています。

なお、この法改正にかかる衆参両院の附帯決議では、国及び地方公共団体は、保存と活用の均衡に留意すること、文化財に関する専門的知見を有する専門人材の育成と配置に積極的に取り組むこと、文化財継承のための十分な支援を行うことが決議されています。

また、具体的な記載事項を示した、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」では、本大綱は「都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの」で、「都道府県」が「定める」とされています。また、「地域計画」については、「大綱を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランである」とされています。

京都府文化財保存活用大綱の策定の背景にかかる法・条例等の主な経過

年(西暦)	できごと
明治 30 年(1897)	古社寺保存法制定 国宝・重要文化財保存修理事業を京都府が受託
大正 6 年(1917)	京都府史蹟勝地調査会を京都府が組織
大正 8 年(1919)	史蹟名勝天然紀念物保存法制定
昭和 4 年(1929)	国宝保存法制定
昭和 16 年(1941)	京都府寺院重宝調査に着手 (* 1)
昭和 25 年(1950)	文化財保護法制定
昭和 37 年(1962)	京都府社寺等文化資料保全補助金の制度を創設 『京都府遺跡目録』を刊行
昭和 51 年(1976)	京都府文化財保護審議会条例を制定
昭和 54 年(1979)	京都府文化財保護審議会「京都府における文化財保護の制度化をはかる上で考慮すべき事項について」(答申)
昭和 56 年(1981)	京都府文化財保護条例制定 (* 2)
平成 19 年(2007)	京都府選定の文化的景観を新たな類型として追加 (条例改正) (* 3)
平成 20 年(2008)	「文化財を守り伝える京都府基金」の制度創設 (* 4)
平成 25 年(2013)	京都府指定・登録文化財の指定・登録基準、京都府指定・登録無形文化財保持者及び保持団体認定基準を改訂 (* 5)
平成 29 年 3 月 (2017) 12 月	京都府暫定登録文化財制度の創設 (条例改正) 国の文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(答申)
平成 30 年 6 月 (2018)	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (公布) (文化財保護法改正にかかる衆参両院の附帯決議)
平成 31 年 3 月 (2019)	文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針通知(30 文庁第 1123 号文化庁次長通知)
4 月	文化財保護法 (改正) 施行

* 1 京都府寺院重宝調査に着手

京都府においては、明治以降、府内に所在する様々な文化財の調査を積極的に行ってきました。このうち、初代の文化財保護課長となる府の技官（後の京都大学教授）であった赤松俊秀氏を中心とした社寺の宝物の悉皆調査は、多くの新発見を伴う画期的な調査となりました。

* 2 京都府文化財保護条例の制定

法の類型にはなく、京都府独自のものとして、「指定文化財以外の文化財の登録（登録文

化財)」と「府指定有形文化財等と合わせてその周辺の環境保全を図る制度（環境保全地区の決定）」を設けました。

* 3 京都府選定の文化的景観を新たな類型として追加

平成17年の法改正により、国選定重要文化的景観の制度が設けられたことに伴い、京都府においても、景観法及び京都府景観条例に基づく施策と連携しつつ、京都府独自の文化的景観保護施策を展開していくこととなりました。

* 4 「文化財を守り伝える京都府基金」の制度創設

京都を愛する人々から広く寄付金を募り、これを活用することにより、後世に残すべき京都の貴重な財産である文化財を守り伝えるため設けています。府内の数多くの貴重な文化財を地震・火災等から守り、保存・修理することで、未来に良好な状態で伝えていくため、歴史的建造物、美術工芸品などの有形文化財の保存、修理のための事業、地震・火災等から有形文化財を守るための事業、文化財保護のこころを育む事業など、ふるさと納税による寄付金を、様々な事業に役立てています。

* 5 京都府指定文化財の指定及び京都府登録文化財の登録の基準と京都府指定無形文化財及び京都府登録無形文化財保持者及び保存団体の認定の基準を改定

無形の文化的所産にかかる技能の指定基準及び保持者・保持団体の認定の基準を追加しました。その後、「京料理・会席料理」を府の無形文化財に指定し、保持者を認定しました。

2 目 的

府教育委員会では、前項で記した背景等を踏まえ、広い見地から文化財の保存と活用の基本的な方向性等を定め、これを明確にすることで、府内における適切な文化財の保存と活用が一層推進されることを目的に「京都府文化財保存活用大綱」（以下「本大綱」という。）を策定することとしました。

本大綱は、平成31年3月の国の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（以下「国の指針」という。）に基づくものであり、府教育委員会が文化財の保存と活用のための各種の取組を進めていく上での基盤となるものです。

このため、本大綱には、市町村が策定する「地域計画」作成に際しての指針を示すことと、府教育委員会が府内の文化財の保存・活用を図るために講ずる措置を示すこと、の二つの役割を持たせました。

京都府は南北に長く、地域ごとに独自の文化が育まれてきました。それは府内各地で守り伝えられてきた多様な文化財にも反映されています。また一方で、個々の文化財が置かれている状況は様々で、それぞれに異なった課題が生じています。このため、本大綱では、府内に所在する文化財を一律に捉えるのではなく、分野ごと

に、地域的な特色にも配慮して、現状と課題を把握することに重点をおきました。

府内の文化財が、将来にわたって適切に保存・活用されるためには、こうした現状と課題を踏まえて、本大綱と、府内市町村によって、きめ細かな視点から作成される「地域計画」とが、同一の方針により作成され、府と市町村がともに共通した方向性の取組を進めることが大切です。府教育委員会では、今回の大綱によって、府内市町村により、本大綱を指針として「地域計画」を作成されること、そして本大綱に記した「府が講ずる措置」と連携を図る中で取組が進められ、府内の文化財の適切な保存・活用が一層促進されることを目指すこととしています。

第2章 京都府の文化財の概要

本章では、京都府の地理的な特色、歴史的な経過を概観するとともに、府内に所在する文化財について、国・府が設定する文化財の類型や、府内各地域の特徴を、地域の文化財の事例や、指定等の状況を通じて概観します。

1 京都府の特色

(1) 地理区分

京都府の面積は 4,613.21 km²。地形は南北に長く、北東から南西が約 50km、北西の京丹後市久美浜町から南東の南山城村まで約 150km になります。

府域は、その地形的特色から北部、中部、南部に分かれます。北部は、日本海に面する地域で、丹後半島には砂丘や砂州がみられ、天橋立等の風景美を形成しています。また、日本海沿岸の貴重な地質や地形は山陰海岸ジオパークとして認定されています。一方、舞鶴湾にはリアス式海岸が発達しています。

中部は、丹波山地（高地）と呼ばれる山地帯が多くを占め、これを分水嶺（南丹市日吉町胡麻）として北へ由良川、南へ桂川が流れ、由良川流域を中丹、桂川流域を南丹と称しています。河川沿いに幾つかの盆地が形成され、由良川流域には綾部盆地、福知山盆地が、桂川流域には園部盆地や亀岡盆地が見られます。

南部は、京都市を中心とする京都盆地とその南側に細長く続く木津川流域部の山城盆地からなります。先の丹波山地から流れ出た桂川（大堰川）をはじめ、鴨川、木津川、宇治川等の主要河川は現在、天王山と男山丘陵の間で合流し、大阪方面へ流れていますが、かつては両盆地の境に巨椋池おぐらいけがあり、ここで合流していました。

これらの地域は、それぞれが異なった特色のある風土を持っています。そしてそれは、旧石器時代以降、近代、現在におよぶ重層的な歴史に加え、地理と自然、生活と民俗等に関わる多彩・多様な文化に特徴づけられます。さらに、京都府は地理的にも、歴史的にも、様々な地域の文化が行き交う開かれた地で、日本全国のみならず海外の文物も積極的に導入されてきました。それらがもつ地域性や国際性は、現在も府内各地域の文化に影響をあたえつつ、その特色を形づくっています。

(2) 行政区分

京都府の成立

京都府は慶応4年（1868）、京都裁判所が改称されて成立しました。当初の所

管は、京都市中（上京・下京域）及び山城8郡（葛野、愛宕、紀伊、乙訓、綴喜、相楽、宇治、久世）でしたが、明治4年（1871）11月には丹波3郡（船井、何鹿、桑田）が加わり、明治9年（1876）の全国的な統廃合により、丹波・丹後の6郡（天田、加佐、与謝、中、竹野、熊野）が編入され現在の府域が確定することとなりました。

広域行政単位

京都府教育委員会は、昭和23年11月に発足し、旧郡域を基礎とした広域の行政区域として11の地方事務所（乙訓、宇治、綴喜、相楽、船井、北桑田、南桑田、天田、何鹿、与謝、奥丹後）を設置し、管轄地域ごとに業務が行われてきました。その後、何度か改正が行われ、現在、京都市以外の14市10町1村について、丹後、中丹、南丹、乙訓、山城の5つに区分して教育局を設置し、必要な業務を行っています。

京都府内における旧郡名と広域行政区域

国名	古代	中世	近世	近代		現在	広域振興局	教育局	【参考】 京都府文化力による未来づくり基本計画
				明治9年豊岡県分割	明治12年(1879)3月郡区町村編成法施行				
丹後国	熊野	同	熊野	京都府	熊野	京丹後市	【丹後広域振興局】 宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町	【丹後教育局】 宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町	【海の京都エリア】 「北部地域」 綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
	竹野	同	竹野		竹野	京丹後市			
	丹波	同・中	中		中	京丹後市			
	与謝	同・与佐	同・与佐		与謝	宮津市、伊根町、与謝野町			
	加佐	同・賀佐	加佐		加佐	福知山市、舞鶴市、宮津市			
	天田	同	天田		天田	福知山市、与謝野町			
丹波国	何鹿	同	何鹿	何鹿	綾部市、福知山市	【中丹広域振興局】 綾部市・福知山市・舞鶴市	【中丹教育局】 綾部市・福知山市・舞鶴市	【森の京都エリア】 「中部地域」 福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、京都市右京区京北	
	桑田	同	桑田	南桑田	亀岡市				
	船井	同	船井	北桑田	京都市、南丹市				
山城国	葛野	同	葛野	葛野	京都市	(京都市)	(京都市)	【竹の里・乙訓エリア】 「乙訓地域」 向日市、長岡京市、大山崎町	
				「平安京」 →	上京区・下京区				
	愛宕	同	愛宕	愛宕	京都市				
	紀伊	同	紀伊	紀伊	京都市				
	乙訓	同	乙訓	乙訓	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町				
	宇治	同	宇治	宇治	京都市、宇治市				
	久世	同	久世	久世	京都市、宇治市、城陽市、久御山町				
	綴喜	同	綴喜	綴喜	京都市、城陽市、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町				
	相楽	同	相楽	相楽	木津川市、精華町、笠置町、和束町、南山城村				
	備考	延喜式	中世古書など	元禄郷帳	明治元年京都府発足				*郡制施行 京都府明治32年(1899)～大正12年(1923)廃止 *府県地方事務所設置(内務省告示)昭和15年

2 京都府の文化財の保護の仕組み

(1) 類型

文化財は建造物、美術工芸品など有形のもの、芸能や工芸技術など無形のもの、

遺跡、名勝地など土地に関わるもの等その範囲は広範にわたっています。法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群保存地区」と区分し、以下のとおり定義しています。

有形文化財 （建造物、美術工芸品）	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。無形の「わざ」そのものが常にその体现者を通じて表現される特性をもつ
民俗文化財 （無形民俗文化財 有形民俗文化財）	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
記念物 （史跡、名勝、天然記念物）	【史跡】貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの 【名勝】庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの 【天然記念物】動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。「生活又は生業」と「景勝地」が有機的に関連し調和してこそ、その本質的価値が維持・継承される
伝統的建造物群保存地区	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

さらに、法では上記の6類型に加えて、保護すべき対象として以下を定義しています。

埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
文化財の保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの 〈主な対象〉有形文化財等の修理、復旧、復元、模写、模造等の技能・技術、有形文化財等の修理に要する材料の生産、製造、用具の製作等の技術・技能、無形文化財・無形民俗文化財の芸能、工芸技術、民俗芸能に用いられる用具の製作・修理及び材料の生産、製造等の技術

条例では、上記文化財に加え、府指定有形文化財等の環境保全について定めています。

文化財環境保全地区	京都府で指定・登録した有形文化財又は記念物の保存のため必要があると認めるときに決定できる地区
-----------	--

環境保全地区の制度は、府指定・登録の有形文化財及び記念物について、その周囲のすぐれた環境と一体をなして形成しているものとして、その保護の範囲を広げるものです。具体的には、指定・登録文化財のある社寺境内地とその周辺環境を保護する役割を果たしています。

(2) 文化財の区分

長い歴史の中で様々な形で生まれ、伝えられた文化財は、国民共有の財産として、後世へ確実に伝えるため、法律や条例に基づいて、国や都道府県、市町村などによって保護されています。中でも価値の高い文化財は、国宝や重要文化財等は国が、都道府県や市町村の指定文化財は自治体が、それぞれ指定しています。

(指定文化財：国・府・市町村)

法または各自治体の文化財保護条例に基づき指定する文化財です。指定するにあたり、あらかじめ有識者からなる文化財保護審議会に諮問し、答申を得ることとしています。なお、文化財の現状を変更する場合は、所管する機関の許可を得る必要があります。

(登録文化財：国・府・市町村)

登録文化財の制度は、地域の文化財をできる限り広く保護するものです。また、指定文化財に比べて、規制も緩やかです。例えば、文化財の現状を変更する場合、許可

制ではなく、届出制となっています。さらに、市町村で指定された文化財を京都府が登録した場合でも、当該市町村の定めがない限り、引き続き市町村の条例を適用することができます。

（暫定登録文化財：府）

平成 29 年、将来、国や府の指定等文化財となる可能性がある未指定文化財を滅失、き損等から早期に保護するため、京都府では、条例を一部改正し、暫定登録文化財の制度を創設し、文化財の保護の範囲を拡大することとしました。この制度は現在も京都府独自の制度となっています。

（未指定文化財）

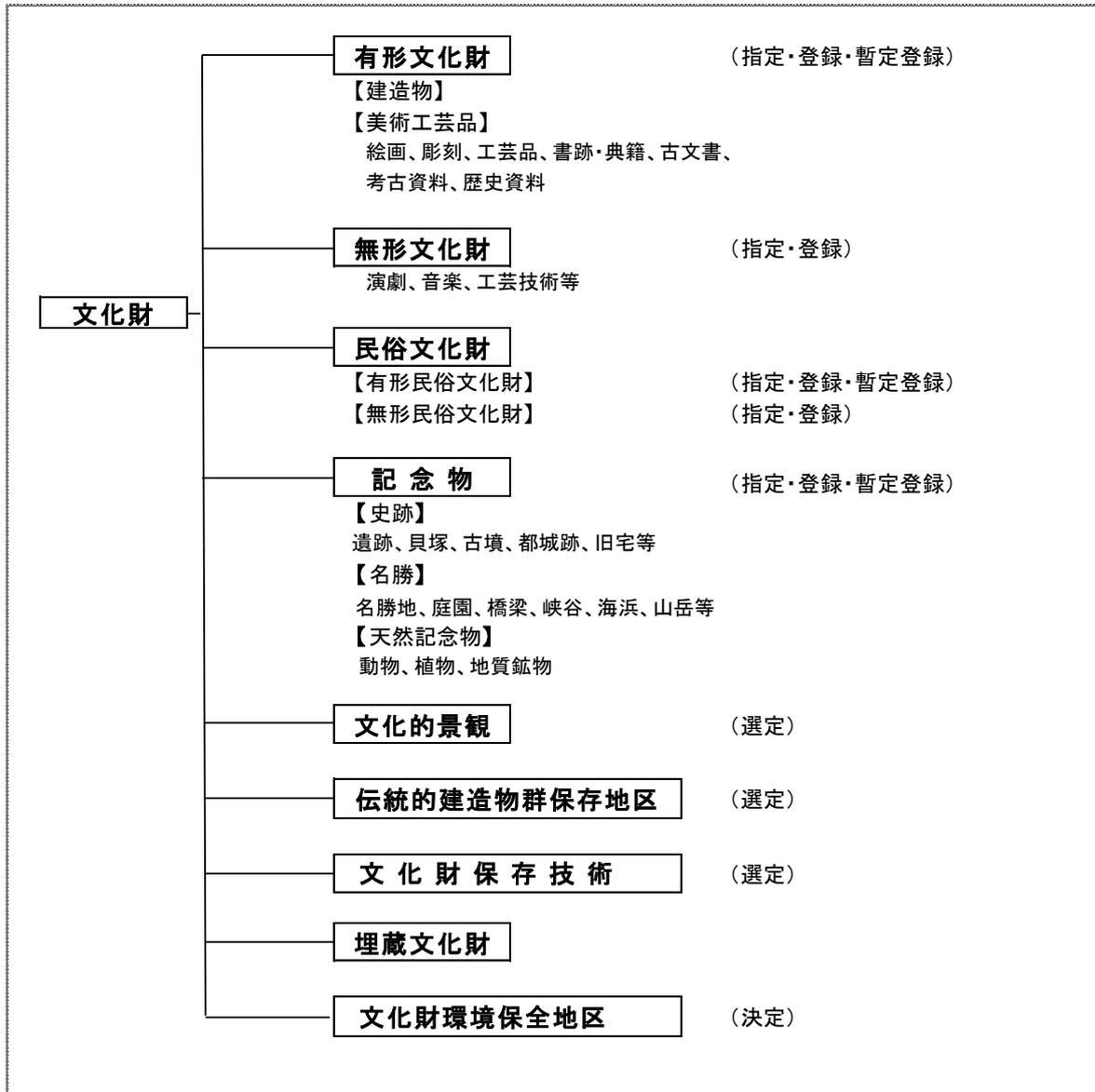
国の指針では、対象とする「文化財」を法で規定しているものに加え、指定・登録・暫定登録文化財以外の「何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる。」とされ、さらに、「生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に扱う視点も有効である」とあります。

京都府では、昭和 37 年から、国・府指定等文化財ではないものの、文化資料として価値の高いものを保全するために、その修理費の一部を補助してきました。

具体的には、建造物や美術工芸品の修理、民俗資料の保全、防火・防犯設備の整備、保存施設の修理、収蔵庫の設置などを対象とし、府内における有形、無形の様々な文化財の保護に寄与するとともに、府内における未だ価値が定まっていない未指定文化財の保全に重要な役割を果たしています。

本大綱では、京都府が従来から行ってきたとおり、未指定文化財も対象としています。

京都府における文化財の体系図



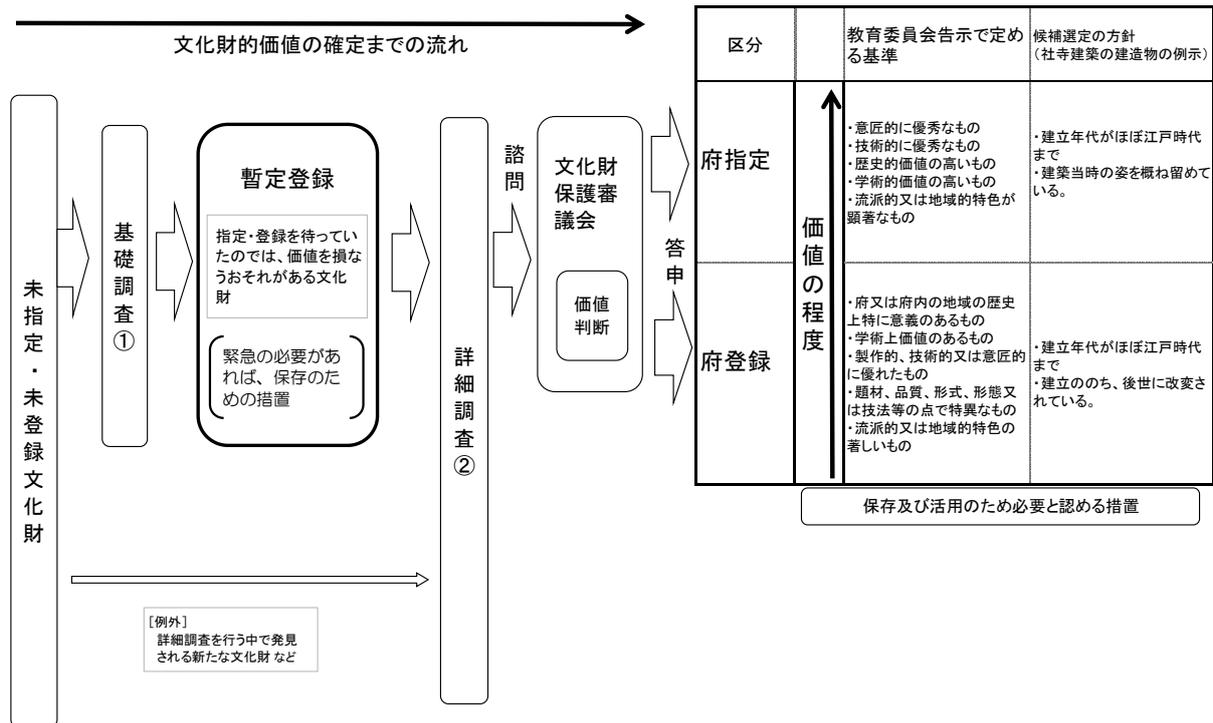
*有形文化財（国宝・重要文化財、登録有形文化財）、無形文化財（重要無形文化財）、民俗文化財（重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財・登録有形民俗文化財）、記念物（史跡・名勝・天然記念物・登録記念物）、文化的景観（重要文化的景観）、伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）、文化財保存技術（選定文化財保存技術）、埋蔵文化財は法による。文化財環境保全地区は、条例による。

*京都府は条例により、有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物を指定・登録・暫定登録、無形文化財を指定・登録、文化的景観、文化財保存技術を選定することができる。また、指定又は登録された有形文化財又は記念物について、その保存のため必要があると認めるときは、「文化財環境保全地区」を決定している。

*無形文化財を指定をするに当たっては、保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるもの。）を認定している。

*文化財保存技術を選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるもの。）を認定している。

暫定登録文化財の制度



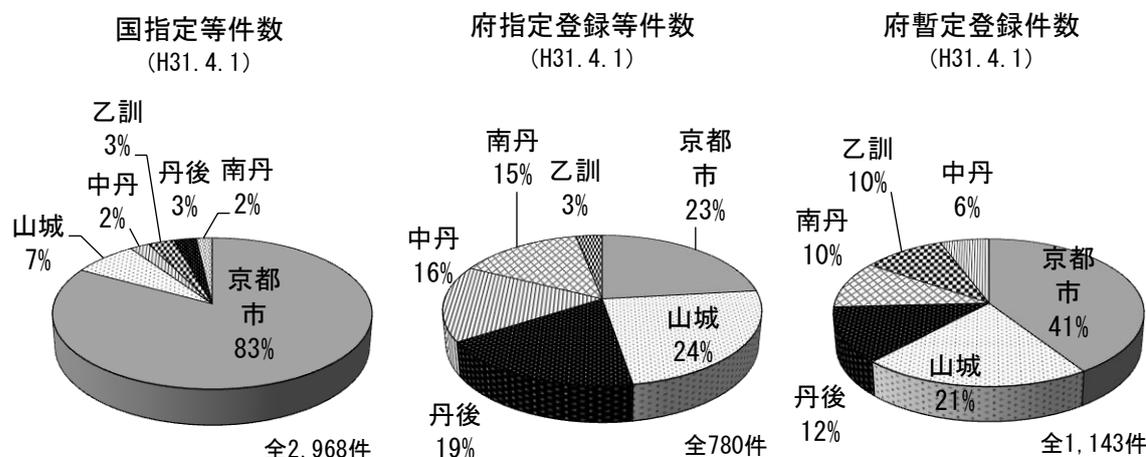
- ① 名称、所在地、所有者及び管理者、構造及び形式、年代、付近見取り図等、比較的簡易な調査
- ② 基礎調査内容の状況確認、歴史的調査、実測、配置図、平面図作成、価値評価、写真撮影等

(3) 各地域における文化財の分布

(国・府指定等文化財)

地域ごとの国宝・重要文化財等の国指定等文化財の所在、所有状況をみると、京都市域が全体の8割以上を占め、続いて山城地域となります。

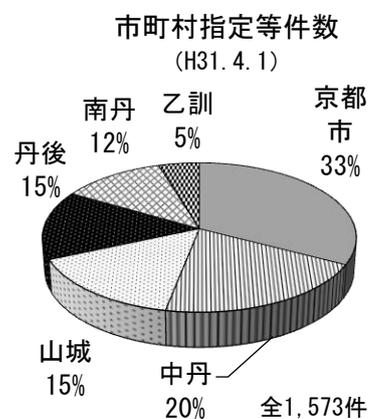
京都府指定・登録等文化財では、山城地域と京都市が全体の2割を超えつつも、地域的な偏りが少ない状況です。暫定登録文化財は、制度を設けて以降の年数が浅く、基礎的な調査が府内全域に及んでいない面もあるため、地域的な偏りがあります。現状は、京都市域に次いで、山城地域が多数を占め、丹後地域、南丹地域がこれに続きます。



(市町村指定等文化財)

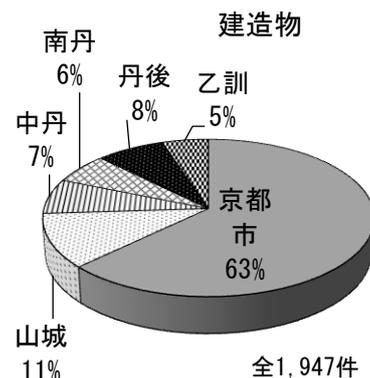
府内市町村においては、昭和38年の福知山市をはじめとして、すべての市町村で文化財保護条例が制定されています。

26市町村で総計1,500件以上の指定・登録が行われており、京都市が500件を超えているほか、福知山市、舞鶴市、京丹後市が100件を超える指定を行っています。さらに、南丹市、宮津市がこれに続きます。地域ごとにみると右図のような状況です(別添資料8参照)。



(建造物、美術工芸品、無形民俗文化財、記念物分野の文化財の分布)

国、府、市町村の指定等文化財について各分野の中でも件数の多い建造物、美術工芸品、無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物の地域ごとの分布を比較すると、建造



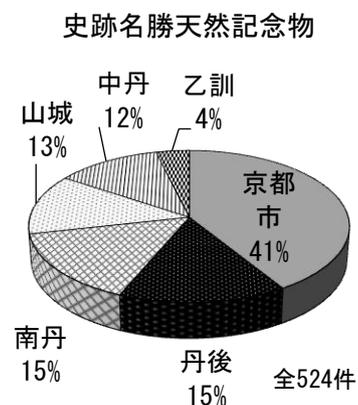
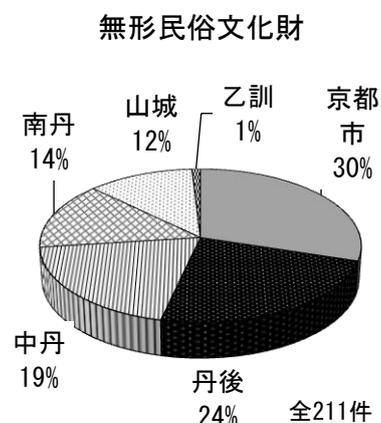
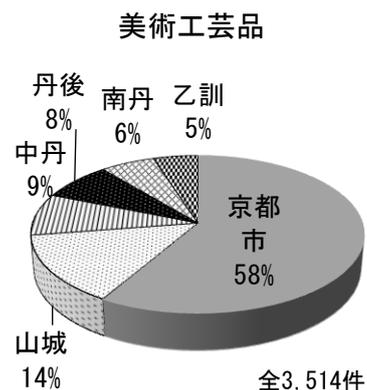
物（1,947 件）と美術工芸品（3,514 件）は、京都市域の割合が多いことが確認できます。しかし、無形民俗文化財と史跡名勝天然記念物は分布の傾向が異なります。

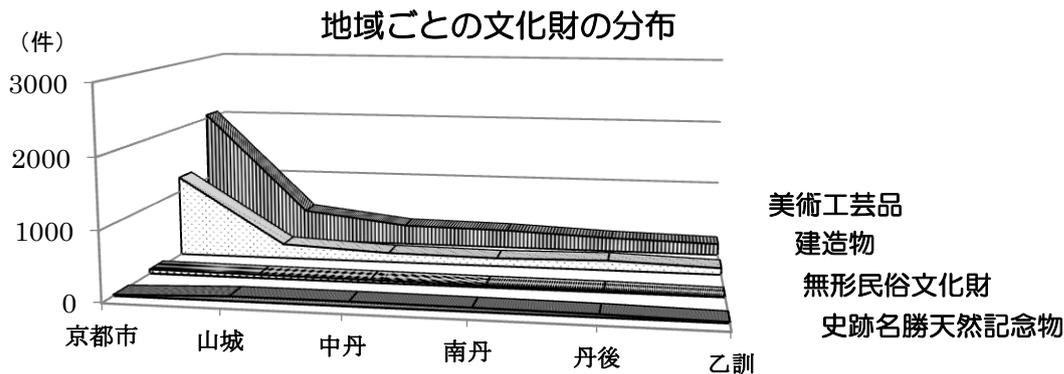
建造物は、京都市内の件数が全体の6割を越えますが、それ以外の地域はそれほど大きな差はありません。なお、伊根町、与謝野町、南丹市、京都市には、重要伝統的建造物群保存地区が存在し、面的に保護が図られているところがあります。

美術工芸品は、京都市域で所在・管理されているものが全体の6割弱を占め、山城地域が続きます。

無形民俗文化財は、美術工芸品や建造物と異なり、京都市域は全体の3割弱です。丹後地域、中丹地域が2割前後を占め、これに南丹地域が続くなど、府北部で5割以上を占めます。京都府内では、全体的に北部にいくほど、地域の民俗行事や民俗芸能など、地域的価値の高い伝統的な行事が数多く残されていると考えられます。

史跡名勝天然記念物は、京都市域の比率は下がり全体の4割程度となり、次いで、丹後地域、南丹地域と続きます。なお、宮津市の特別名勝天橋立や木津川市の特別名勝及び史跡浄瑠璃寺庭園など、特に重要なものが特別史跡、特別名勝として指定されていますが、計14件のうち12件が京都市域に所在し、そのほとんどが庭園であることが特色です。





3 府内各地域の文化財の特色

<丹後地域>

旧丹後国の地域では、縄文時代から弥生時代の交易を物語る遺跡・遺物や巨大古墳、江戸時代から明治時代にかけての廻船・北前船の活動などが見られます。古代以来の時に外国をも含む日本海沿岸地域との活発な地域交流、強い北風と雪を伴う冬の気候や、豊富な海産物、縮緬産業の発達などは、人々の生活や文化の形成に大きく影響してきました。

縄文時代から弥生時代の集落跡には、縄文時代の平遺跡や浜詰遺跡（京丹後市）をはじめ、外洋舟として用いられた可能性のある丸木舟が出土した浦入遺跡（舞鶴市）など、海浜部に所在する遺跡が多くあります。弥生時代には内陸部にも集落が広がり、弥生時代前期から後期の長期にわたって集落が営まれていた途中ヶ丘遺跡や大規模な玉作りが行われていた奈具岡遺跡（京丹後市）などが確認されています。

また、大風呂南墳墓（与謝野町）のガラス釧（重要文化財）、大田南5号墳（京丹後市）出土の青龍三年銘鏡（重要文化財）など、弥生時代後期の墳墓や古墳時代初頭の高墳からは、海上交通を背景とした、豊かな出土品が認められます。

古墳時代前期から中期には、各地との交易により勢力を誇った有力者の足跡を示す神明山古墳、網野銚子山古墳（いずれも京丹後市、国史跡）、蛭子山古墳（与謝野町、国史跡）などの巨大な前方後円墳も築造されました。

天橋立（宮津市、特別名勝）は、細長く続く砂嘴という特異で、「白砂青松」とも称される神聖な景観から、古代から信仰の対象となるとともに、名勝地、観光地として多くの人たちが行き交い、絵画や文学などの題材としても扱われてきました。これを望む位置には、丹後国分寺跡・成相寺旧境内（宮津市、国史跡）

などが立地し、その東西の付け根付近には、丹後一宮の籠神社や智恩寺（いずれも宮津市）が所在しています。また、宮津や田辺（西舞鶴）には、江戸時代には「藩庁」が置かれ、城下町としても栄えました。

このほか、伊根浦の漁村風景（伊根町）やちりめん街道（与謝野町）の重要伝統的建造物群保存地区、商家や寄港地の町並みを残す宮津天橋立の文化的景観（宮津市）、近代に軍港を中心とした新たな都市として建設され、赤れんが倉庫群（舞鶴市、重要文化財）に代表される東舞鶴（舞鶴市）など、全国的に失われつつある景観を多く残しています。

<丹波地域>

北丹波

旧丹波国北部の何鹿郡、天田郡にまたがる地域で、南北を貫くように一級河川の由良川が流れています。由良川流域の盆地や川沿いには多くの古墳や集落遺跡が見つかっています。

川沿いには綾部、福知山などの町が形成され、それぞれは水運や街道によって結ばれ、由良川が交通の結節点として機能したことがうかがえます。さらに、山がちの地形や雪を伴う気候、山野の豊富な農産物、明治以降の養蚕業の発展などにより、独特の文化が形づくられました。

縄文時代から弥生時代の集落跡は、由良川沿いの自然堤防と呼ばれる微高地に営まれました。興・観音寺遺跡（福知山市）や青野遺跡（綾部市）で、弥生時代の大規模な集落跡が見つかっています。

古墳時代には、府内最大の円墳である私市円山古墳（綾部市、国史跡）や、大型の方墳が二つ並ぶ菖蒲塚古墳、聖塚古墳（綾部市、国史跡）などがあります。

光明寺二王門（綾部市、国宝）は、丹後、丹波地域における唯一の国宝建造物です。綾部陣屋（綾部市）、福知山城（福知山市）とその城下町など、多様な都市景観を有する地域としても注目されます。

南丹波

旧丹波国東部の桑田郡・船井郡を中心とした地域で、桂川水系の河川が東西に流れ、川沿いの平野部と周辺の間部からなります。亀岡盆地には数多くの古墳が営まれ、丹波国府が置かれるなど、丹波地域の政治・文化の中心地であるとともに、隣接する京都からの影響を色濃く受けながら、成熟した文化が展開しました。

千歳車塚古墳（亀岡市、国史跡）や、亀山城と城下町（亀岡市）、園部城跡（南丹市）などの遺跡に加え、南丹市美山町の重要伝統的建造物群保存地区である「か

やぶきの里」(南丹市)では、多くの茅葺屋根の家が現存し、豊かな農村景観を形成しています。

南丹波地域は、山間部に大きく広がった豊かな自然や諸産物に恵まれながら、金剛寺の円山応挙の襖絵(亀岡市、重要文化財)など、都の文化の影響も大きく受けた、特徴ある地域として注目されます。

<山城地域>

乙訓

旧山城国乙訓郡の一部です。縄文時代の伊賀寺遺跡、弥生時代の雲宮遺跡くもみやなどに加え、乙訓古墳群をはじめとした多数の古墳が存在しています。また山城国府、さらには平安京遷都以前には、長岡京が置かれ、後世の文化に大きな影響を与えました。また、勝龍寺城が置かれるなど、京都との強い関わりのもと多様な文化が花開きました。

文化財としては、乙訓古墳群(京都市、向日市、長岡京市、大山崎町)、長岡宮跡(向日市)などの国指定史跡や、向日神社本殿(重要文化財)、宝積寺三重塔ほうしやくじ(大山崎町、重要文化財)や妙喜庵茶室待庵みょうきあん たいあん(大山崎町、国宝)などの、多くの文化財が所在しています。

乙訓では、このような都からの影響を強く受けつつ、西国街道や、桂川と淀川など、人や物が行き交う、交通の要衝として歴史や文化が発展してきました。

南山城

旧山城国南部の宇治郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡を中心とした地域です。椿井大塚山古墳おおつかやま(木津川市、国史跡)をはじめとする多数の古墳が存在するほか、奈良時代では恭仁宮跡く に きゅう(山城国分寺跡)(木津川市、国史跡)や、平城京の北に位置し、多数の瓦窯が築かれた奈良山瓦窯跡群(木津川市、国史跡)などがあります。平安時代以降は、都と関わりの深い地域として栄えました。国宝建造物のある石清水八幡宮(八幡市)や平等院(宇治市)など、皇室や公家にゆかりの深い社寺も多いところです。

椿井大塚山古墳・石のクラト古墳(木津川市、国史跡)、宇治古墳群(宇治市、国史跡)、大住車塚古墳(京田辺市、国史跡)、芝ヶ原古墳・久津川古墳群(城陽市、国史跡)などの古墳や、高麗寺跡こまてら・神雄寺跡かみおてら(木津川市、国史跡)、平川廃寺跡・久世廃寺跡(城陽市、国史跡)、大安寺旧境内附石橋瓦窯跡(井手町、国史跡)などの寺院跡、笠置山(笠置町、国史跡・国名勝)、宇治川太閤堤跡(宇治市、国史跡)、宇治山(宇治市、国名勝)などの史跡や名勝をはじめ、浄瑠璃寺じょうるりじ・海住山寺かいじゅうせん(木津川市)に代表される国宝・重要文化財の建造物、美術工芸品な

ど、多くの文化財が所在しています。

山城地域は、平安京と平城京の間に位置し、両者から強い影響を受けつつ、都市景観である「宇治の文化的景観」（宇治市、国重文景）や木津川を通じた物流、すぐれた茶畑景観などが広がる独特の文化が育まれました。

〈京都市域〉

旧山城国北部の葛野郡、愛宕郡、紀伊郡を中心とした地域です。平安京が造営される以前においても、縄文時代の北白川遺跡群、弥生時代の大藪遺跡、古墳時代の蛇塚古墳（国史跡）、天塚古墳（国史跡）、飛鳥時代の北野廃寺、かたぎはら 檜原廃寺跡（国史跡）、などに代表される貴重な遺跡、古墳、寺院跡が知られており、様々な生活、文化の痕跡をみることができます。

平安京遷都（延暦 13 年＝794 年）以降、京都は、政治・経済の中心として栄えるとともに、都が置かれたことで、天皇や公家を中心とする宮廷文化、多数の社寺の集中による宗教文化、町人らを中心とする町人文化が融合した独自の文化が生み出されました。なかでも、今に残る大規模な寺院・神社、往時の景観を今に引き継ぐ名勝地、さらに社寺境内地につくられた庭園は、その後続く日本の庭園文化の礎となりました。

都として、常に多くの人や物を引きつける文化の中心地であるとともに、安土桃山時代には聚楽第や伏見城が営まれ、南蛮寺が置かれたほか、江戸時代には朝鮮や琉球からの使節が立ち寄りました。明治以降は多くの外国人が京都を訪れ、また多くの大学や世界的に著名な企業が誕生するなど、日本を代表する国際色豊かな文化を形成しています。

さらに、琵琶湖疏水（国史跡）をはじめ水運の整備や、市電の開通など都市としての整備が進み、大規模な建造物、工作物は今に残る貴重な歴史の資産となっています。

京都は、古い町並みや社寺などの建造物、古文書等が多く残っているほか、4箇所の重要伝統的建造物群保存地区、世界文化遺産「古都京都の文化財」に代表される社寺やその庭園などの史跡・名勝も数多く、日本屈指の文化財の集積地といえます。

第3章 京都府の文化財を取り巻く現状と課題

本章では、府内に所在する文化財を取り巻く現状とその課題について記載します。その詳細は、文化財の分野ごとの現状と課題として後述しており（別添資料2）、以下では、それを今後課題解決に取り組むべき5つの点に総括し、詳述しています。

1 文化財の指定等による保護と継承

(1) 文化財の指定等による保護と継承の現状

前章でも述べられたように、府内26市町村では、すべての市町（連合）で文化財保護条例が制定され、総計1,500件以上の文化財指定や登録が行われることで、その保護が図られています。市町村ごとの指定等の件数をみた場合、文化財のあり方が多様なため一律に評価することは難しいものの、地域的な偏りが認められます。

市町村においては管内に所在する多様な文化財について、現状を把握するとともに、関係機関や団体とも連携し、積極的かつ継続的な調査や研究を行うことが求められています。また、これらの成果を文化財の指定・登録や情報公開等を通して普及させることも重要です。府内市町村を対象に実施したアンケート等によると、文化財保護行政の多様化などにより、行政による管内の文化財調査が必ずしも十分に実施できていないところがあります。

これまで、市町村では、郷土史会や文化財愛護会など、地域の歴史や文化に詳しい方々との密な連携に努めつつ、管内に所在する多様な文化財の情報を収集し、詳細な調査等が進められてきました。しかし、地元の郷土史家等の高齢化が進み、情報収集がままならなくなるなど、これまで担当者の様々な努力の中で進められてきた文化財に関する情報収集や詳細な調査を行うことが困難な状況になっている現状があります。

こうした市町村における指定の現状を踏まえ、地域の文化財の実態の把握を進めるとともに、各市町村で調査を充実させることが求められています。

(2) 文化財所有者の負担の増大

文化財所有者や管理者には、文化財指定等により、その維持・管理や修理事業に対して、行政による財政面や技術面での支援が行われることとなります。ただ、日常の使用にあたって様々な規制が生じることにより、文化財の指定による保護について、所有者・管理者の十分な理解が得られない場合もあります。また、近年多発する自然災害をはじめ、盗難や火災などへの備えや専門の業者による修理

事業など、経済的な負担が増大することもあります。所有者・管理者の負担の緩和のための枠組み作りも課題となっています。

2 文化財の維持管理・保存継承の現状

(1) 人口減少による過疎化・少子高齢化

京都府の人口は、平成 16（2004）年の 265 万人をピークに減少を続け、令和 2（2020）年 2 月 1 日現在では、約 258 万人です。人口の将来推計は令和 22（2040）年で約 224 万人（国立社会保障・人口問題研究所）であり、現在より約 34 万人減少すると推測されています。

現在、人口が横ばいか増加で推移している地域でも、将来的には人口の減少が見込まれます。また、すでに過疎化が進んでいる山間部や沿岸部などでは、集落の消滅や移転などにより、長期間地域で伝えられてきた祭礼や伝統行事、社寺などの建造物や彫刻、民家や民俗資料、古文書といった有形・無形の文化財はもとより、地域の記憶そのものが失われる危機にあります。

さらに、高齢化とともに深刻化する少子化は、文化財の所有者・管理者、修理技術者、また祭礼や行事などに関わる人々の減少など、将来の文化財の担い手の不足をもたらす可能性があります。

(2) 地域コミュニティの衰退

過疎化・少子高齢化等による高齢世帯や一人暮らし世帯の増加などは、世帯構成や生活様式の変化をもたらし、地域コミュニティの衰退へとつながっています。また、府内各地で、獣害による被害や無住の社寺が増加しつつあることなど、これまで地域の核となるとともに、文化財の所有・管理を担ってきた社寺等を維持することが難しくなる状況が生じています。

同時に、伝統的な行祭事等においても、担い手や後継者の不足、その維持・継承のための費用等の負担増大などにより、これを継続することが困難になっています。

このように、過疎化・少子高齢化は、これまで有形・無形の文化財の保護・継承を担ってきた所有者や管理者、行祭事の担い手を主体とする仕組みを継続することを困難なものにしているとともに、その後継者不足を生じさせており、新たな仕組みの構築など、その対応は喫緊の課題です。

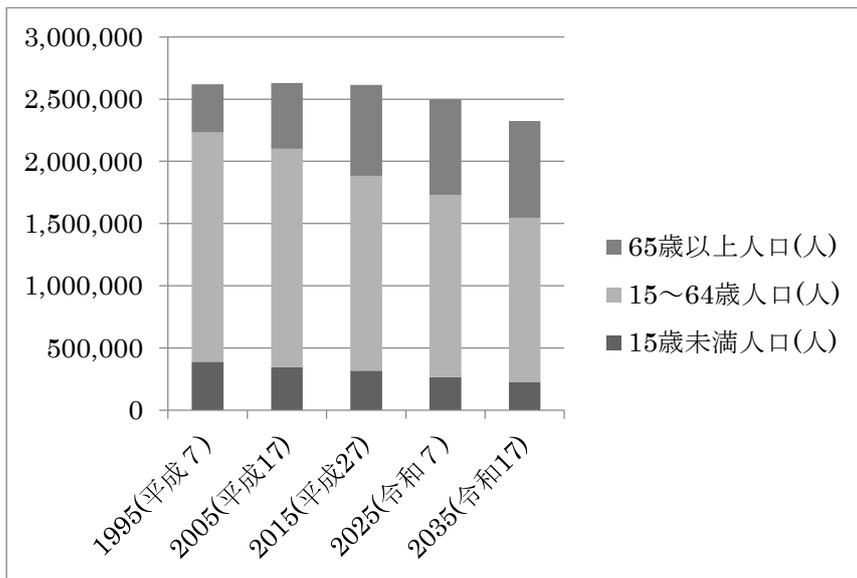
京都府内市町村の過去40年の人口増減率

番号	市町村名		人口増減率(20年間毎)					
			昭和50(1975)年～平成27(2015)年					
			1975-1995	1995-2015	1975-1995	1995-2015		
		人	人	%	%			
平成27年時(明朝体斜体)		昭和50年時(ゴシック)						
京 都 府 合 計			204,736	-19,239	8.4%	-0.7%		
京 都 市			計	2,763	6,234	0.2%	0.4%	
1			北 区	-11,115	-7,604	-8.0%	-6.0%	
2			上 京 区	-25,459	1,052	-23.2% ▼	1.3%	
3			左 京 区	-17,277	-3,764	-9.1%	-2.2%	
4			中 京 区	-23,511	18,279	-20.5% ▼	20.1% △	
5			東 山 区	-22,303	-9,197	-31.6% ▼	-19.1%	
6			山 科 区	10,980	-1,633	8.7%	-1.2%	
7			下 京 区	-29,117	12,006	-29.2% ▼	17.0%	
8			南 区	-5,518	1,022	-5.3%	1.0%	
9			右 京 区	8,178	1,535	4.3%	0.8%	
10	京都市 右京区	北桑田郡	京 北 町	-694	-1,953	-8.9%	-27.6% ▼	
11			西 京 区	62,290	-156	70.1% △	-0.1%	
12			伏 見 区	55,615	-5,306	24.1% △	-1.9%	
13	向 日 市			7,404	90	16.1%	0.2%	
14	長 岡 京 市			13,140	1,393	20.0% △	1.8%	
15	乙 訓 郡		大 山 崎 町	913	-698	6.1%	-4.4%	
16	宇 治 市			51,425	-152	38.5% △	-0.1%	
17	城 陽 市			26,475	-8,529	44.9% △	-10.0%	
18	八 幡 市			25,647	-3,115	51.2% △	-4.1%	
19	京 田 辺 市			23,018	17,795	76.7% △	33.6% △	
20			相 楽 郡	山 城 町	95	-681	1.0%	-7.4%
21	木 津 川 市			木 津 町	14,670	21,593	123.4% △	81.3% △
22				加 茂 町	7,713	-508	86.1% △	-3.0%
23	久 世 郡			久 御 山 町	6,593	-2,328	57.1% △	-12.8%
24	綴 喜 郡			井 手 町	326	-1,528	3.6%	-16.2%
25				宇 治 田 原 町	2,048	197	29.0% △	2.2%
26				笠 置 町	-408	-855	-15.5%	-38.5% ▼
27	相 楽 郡			和 束 町	-323	-1,965	-5.2%	-33.2% ▼
28				精 華 町	8,797	13,685	63.3% △	60.3% △
29				南 山 城 村	636	-1,372	18.8%	-34.1% ▼
30	亀 岡 市				34,214	-2,919	58.8% △	-3.2%
31	南 丹 市		北桑田郡	美 山 町	-800	-1,654	-12.7%	-30.2% ▼
32			船 井 郡	團 部 町	1,424	515	9.6%	3.2%
33				八 木 町	-715	-2,290	-6.7%	-23.1% ▼
34				日 吉 町	-477	-1,267	-7.1%	-20.4% ▼
35	船 井 郡 京 丹 波 町			丹 波 町	1,385	-1,718	18.2%	-19.1%
36				瑞 穂 町	-529	-1,414	-8.8%	-25.8% ▼
37				和 知 町	-1,452	-1,200	-25.2% ▼	-27.8% ▼
38	綾 部 市				-3,509	-6,160	-8.1%	-15.4%
39	福 知 山 市				6,758	820	11.3%	1.2%
40			天 田 郡	三 和 町	-622	-1,182	-11.9%	-25.7% ▼
41				夜 久 野 町	-1,081	-1,694	-17.2%	-32.6% ▼
42			加 佐 郡	大 江 町	-958	-1,564	-13.8%	-26.1% ▼
43	舞 鶴 市				-2,996	-10,794	-3.1%	-11.4%
44	宮 津 市				-5,257	-6,511	-17.4%	-26.1% ▼
45			中 郡	峰 山 町	-1,040	-1,998	-6.9%	-14.2%
46				大 宮 町	-226	-294	-2.1%	-2.8%
47	京 丹 後 市		竹 野 郡	網 野 町	-2,522	-3,765	-13.1%	-22.6% ▼
48				丹 後 町	-1,738	-2,291	-18.6%	-30.1% ▼
49				弥 栄 町	-576	-1,067	-8.6%	-17.4%
50			熊 野 郡	久 美 浜 町	-1,184	-2,739	-8.8%	-22.2% ▼
51	与 謝 郡			伊 根 町	-922	-1,251	-21.5% ▼	-37.2% ▼
52			与 謝 郡	加 悦 町	-1,132	-1,607	-12.1%	-19.6%
53	与 謝 郡 与 謝 野 町			岩 滝 町	-501	-1,094	-6.8%	-16.1%
54				野 田 川 町	-1,046	-1,404	-8.7%	-12.8%

資料:総務省統計局(国勢調査報告)
 明朝体斜体 平成27年時点の市町村名
 ゴシック体太字 昭和50年時点の市町村名

△	20%以上増加
▼	20%以上減少

京都府の人口の推移



内閣府 地方創生推進室 RESAS（地域経済分析システム）データより作成
令和7年および令和17年の数値は推定

（3）地域における文化財の保存

地域コミュニティが衰退すると、自分たちが育った土地や生活している地域についての関心が薄れていきます。とりわけ、地域に所在する有形・無形の文化財に接する機会が少なくなります。

しかし、文化財は、人々にとって、自らのアイデンティティを確立するためにとっても重要な役割を果たしています。特に次代を担う子どもたちが、豊かなこころを育むうえで、生まれ育った地域の自然や景観、さらにはその中に所在する有形・無形の文化財を身近なものとしてとらえることはとても大切です。

このように、府内の多くの人たちが、自分たちの周囲にある文化財を知り、理解を深め、その保護に取り組むことはとても重要です。価値の理解が不十分であることは、文化財の廃棄やき損へとつながる恐れもあることから、地域に残る様々な文化財を広く普及啓発し、その価値を多くの人たちが共有する仕組みづくりも喫緊の課題です。

3 文化財保護を支える技術の継承

（価値観の多様化による伝統的な産業の衰退）

前項で述べた世帯構成や生活様式の変化に加えて、社会情勢の変化による価値観の多様化は、これまで世代間で伝えられてきた生活文化や地域の伝統文化への関心が薄まることにつながっています。

こうした変化は、衣食住に関わる産業構造のあり方にも大きな影響を与えています。関心が薄れ、需要が減少した伝統的な産業の衰退は、材料の調達などに携わる職人の生計の維持も難しくしています。

また、現在も事業を継続している限られた業種においても、後継者不足により技術の継承が困難になっています。

このことは、文化財の維持・管理や修理などに関わる技術をはじめ、資材などの供給を支えてきた業種も例外ではありません。文化財の保護と継承のためには、その文化財を適切に取り扱い、修理や維持管理を行うことが不可欠です。そのためには、伝統的な技術に加えて学術的根拠に基づく高度な技術者の確保が必要です。

このように、文化財保護を支えてきた産業もまた、危機的な状況を迎えています。

4 文化財の活用資源としての期待の高まりと不安

(1) 文化財の活用資源としての期待

文化財の保存と活用は、文化財保護の二つの柱として法に記されており（法第1条）、これまでも文化財の活用は様々な観点から行われてきました。文化財の価値や魅力を多くの人々に理解してもらう普及啓発としての活用をはじめ、文化財を地域のシンボルとした「まちづくり」への活用、さらには「地域振興」や「観光施策」のための活用などがその代表的なものです。

なかでも近年は、日本文化への世界的な関心の高まりや政府による観光政策の推進などにより、観光需要が大幅に増大し、観光や地域振興という観点での文化財の活用が注目されています。

こうした中、数多くの文化財が所在するところでは、海外からの観光客が急増しており、オーバーツーリズムなどと称される様々な問題も表面化しています。

その対応策の一つとして、観光客の一極集中を解消する目的で、広域的な観光振興が求められ、府内各地に所在する文化財の活用が注目されはじめています。

歴史的な建造物や町並み、伝統的な行催事や祭礼など、地域に古くから伝わる文化財の価値を見直し、複数の文化財をセットにして地域の活性化につなげる事例が増え、地方創生や地域経済の活性化に貢献するという文化財に求められる役割への期待が高まりつつあります。

(2) 活用促進に関する様々なリスク

府内各地で、多くの人たちが文化財に触れる機会が増すということは、様々なリスクも伴います。近年、社寺建造物への液体散布、落書き、干社札貼り付け行為など、文化財をき損する事案が多発しています。また、隣接府県では美術工芸品等の盗難も生じており、文化財の所有者や管理者にとっては大きな不安材料となっています。防犯設備の設置・更新や地域の方々の協力による防犯パトロールなどの活動も求められています。さらに、活用が優先され文化財の劣化が懸念されるなど、保存と活用の均衡が課題となる事例も生じています。世界文化遺産の構成資産には、その周辺地域に対し一定の規制をかける「バッファゾーン」という考え方があり、そこでの開発行為への対応も課題となっています。

今後は、様々な目的で文化財の活用施策が推し進められることが予想されますが、同時に、防犯対策や文化財の保存と活用の均衡のとれた施策が求められることとなります。

5 近年の文化財の防火・防災意識の高まり

近年は、全国で地震が多発するとともに、温暖化の影響といわれる集中豪雨や大型台風が毎年のように日本各地に様々な被害をもたらすようになってきました。

平成16年には台風23号が京都府北部を中心に甚大な災害をもたらしました。また、平成30年には、6月から9月までの間に大阪府北部地震、西日本豪雨、台風12号、20号、21号、24号が、京都府の文化財に大きな被害を与えました。

一方、文化財は可燃性の高い木や紙を素材とするものが多く、火災により、一度滅失、き損すれば再び回復することが不可能です。そのため、防火対策は大きな課題です。平成31年4月、パリのノートルダム大聖堂において火災が発生し、大きな被害をもたらしたことを受け、文化庁長官により文化財所有者等に対して、文化財における防火対策の重要性にかかる注意喚起が行われ、国宝・重要文化財等の維持管理状況等の調査、点検が行われました。

また、令和元年10月31日には、世界文化遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成要素である史跡首里城跡において復元建物である正殿をはじめとする主要建物が焼失しました。文化庁は都道府県を通じ、世界文化遺産の構成資産である歴史的建造物などについて緊急の防火対策等の調査を実施したところです。

加えて、外来生物のアライグマやハクビシンなどによる文化財建造物被害が数多く報告されるようになってきています。近年はこれら以外にもシカ、サル、イノシシ、クマなどの野生生物が集落域、さらには都市部へも出没するようになってき

ました。こうした野生生物による文化財被害について、対策を講じる必要が生じており、文化財の活用に際しても、見学者等への安全面の配慮などが課題となっています。

このような状況を踏まえ、これまで以上に防火、防災及び獣害対策の充実に向けた取組が求められているところです。

第4章 「地域計画」策定の際に指針とすべき事項

本章では、府・市町村がともに目指すべき将来像を示すとともに、それを実現するために必要な文化財の保存・活用を図るための基本的な4つの方針を示します。

1 目指すべき将来像

「府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること。」

南北に長く広大な府域には、長い歴史の中で、守り育てられてきた多種多様な文化財が各地に所在しています。

その中には、地域の歴史や文化を考える上で重要な意味を持っているにもかかわらず、未指定となっている文化財も数多くあります。これらは、所有者をはじめ、その価値と重要性を理解する多くの人たちの弛まぬ支援と努力によって、今日まで守り伝えられてきました。しかし、社会の大きな変化は、こうした未指定を含む文化財の保護・継承に大きな影響を与えつつあります。

文化財は国民共有の財産であるとともに、それが所在する地域の人たちにとって身近なものであり、心のよりどころとしてかけがえのないものです。そして、地域づくりの核となるなど、地域の未来を考える上でも、様々な可能性をもっています。

これからの文化財保護行政においては、従来とは異なった視点や観点を取り込みつつ、文化財が地域の人たちに愛され、地域の誇りとして、地域の未来に希望を与えるものとして進めていく必要があります。その保存と活用には、府と市町村が一層の連携を深め、常に検討を加えながら、より多くの地域の人たちが関わる環境をつくりだしていくことが必要です。

2 文化財の保存・活用のための基本的な方針

(今後の文化財保護行政の在り方)

今後の文化財保護行政を進める上では、文化財の本質的価値を保つことを前提に、時代の流れや社会の変化に対し、やむを得ない場合には必要に応じて調和のとれた変化を容認し、文化財の保存・活用をより効果的で、持続可能な取組としていくことが重要です。

こうした観点で、ここでは前項に示した「目指すべき将来像」を実現するための基本的な4つの方針を記しています。これは、これまで府が実施してきた取組

をふまえたものですが、それぞれは相互に関連しています。その内容を更に充実させ、今後の文化財の保存・活用を適切に進める上での重要事項として位置づけ、府と市町村が連携して、次章に示す取組を行うこととしています。

府内市町村においては、これを「地域計画」を策定する際の指針とするとともに、「地域計画」により管内の文化財保護行政を進める際には、これまで以上に府と連携して取り組むよう求めます。

(1) 文化財の指定等による保護の促進

(調査の充実と調査成果の取扱)

文化財の指定等を促進するためには、府内の未指定文化財の調査の充実が必要です。多様な文化財を対象とした調査にあたっては、これまでに実施された諸調査の成果の整理をはじめ、体制の整備や地元の関係団体及び文化財保護審議会、大学等の研究機関などの関係機関との幅広い連携を強化する必要があります。

また、類型ごとの詳細な調査を継続的に進めることに加え、調査成果を整理し、周辺の文化財との関連性を研究することにより、新たな価値を見いだすことも必要となります。こうして明らかになった調査成果は、広く公開活用することが求められます。

なお、調査成果の公開にあたっては、盗難や個人情報流出などにつながらないよう、多様な文化財の性格に応じた適切な資料等の取り扱いが必要です。

(地域にとって価値ある文化財の位置づけ)

調査では、府教育委員会と市町村に加え、上記のように関係機関との連携を強化するとともに、住民から得られる情報の収集に努め、地域にとって重要な価値をもつ文化財の掘り起こしに努めることが大切です。

常に地域にとっての意味や価値を明らかにするという視点で、文化財の位置づけを行うとともに、文化財の適切な保存方法や将来的な活用方法を検討することも必要です。

(文化財指定等の推進)

国・府・市町村では、これまで文化財の指定等を行うことにより、その保護施策を進めてきました。今後一層調査を充実させ、その成果により文化財指定・登録を促進することで、早急かつ確実な保護を図ることが求められます。また、現在の価値付けでは指定等が難しい未指定文化財であっても、地域にとって重要な意味を有するものについては、その保存・活用が図られることが重要です。

(文化財所有者への支援)

文化財の所有者に対し、維持管理や修理、防火、防災、防犯対策に関して技術的な指導や助言を行うとともに、法・条例等に基づいて、適切な保存・活用が図られるよう、財政的な支援を行うことが重要です。

また、文化財にかかる伝統的な行祭事等において、道具、材料等を維持継承していくための費用負担が軽減されるよう支援することも必要です。

(2) 文化財の保護体制の強化

(地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくり)

これまでのように、文化財の所有者や管理者のみでは、文化財を適切に保護・継承することが困難になっています。今後は、多くの人々が文化財の保護と継承に関わる新たな環境を創出し、その協力を得て文化財を守り伝える仕組みをつくることが求められます。このためには、文化財所有者、行政機関と関係団体、研究機関等が連携し、地域の中でその価値を明確にして、文化財が適切に公開され、より多くの人たちがその保存・活用に積極的に関われる環境づくりを進めることが最も重要です。

(関係団体や関連部局等との連携強化)

府内には、文化財の保護に関わっている様々な機関や団体があります(第8章参照)。また、市町村や地域ごとに文化財の保存や活用に取り組んでいる文化財愛護団体や郷土史会などもあります。こうした関係機関や団体とこれまで以上に連携していくことが必要です。

過疎化・少子高齢化、防火・防災・防犯及び獣害対策など、文化財を取り巻く課題は、広く社会的な課題でもあります。今後の適切な文化財の保存・活用を促進するためには、自治体内の関係部局等と情報共有を図るなど、連携して取り組むことが求められます。

(人材の配置と育成)

上記のような業務を適切に行うためには、文化財保護を所管する部局に、これを担当する人材を配置することが求められます。また、職員に対しては、市町村や博物館、大学等と連携した研修の機会を増やすとともに、その内容を充実させるなどの取組が必要です。

また、次世代育成の観点から、文化財を子どもたちにとってより身近なものとして感じてもらうため、小学校、中学校、高等学校等での学校教育や社会教育と

連携して文化財を活用し、文化財の普及啓発を図る取組を進めることも重要です。

これらを通して、子どもたちが地域の伝統的な行祭事等の無形の文化財にも積極的に関わり、地域の歴史やその魅力を見出すことで、将来にわたり無形の文化財等の保護、継承を担うことが望まれます。

(3) 文化財保護を支える技術等の継承

(修理等に関わる技術の継承や材料、道具等の調達の継続)

文化財保護を支える技術等の継承とは、文化財の維持管理や修理事業に関わる技術が継承され、その材料、資材、道具類が適宜調達される産業が継続されることです。

近年の社会の変化は、各種文化財の維持管理や修理に関係する事業者を取り巻く産業構造に大きな影響を与えています。文化財保護の視点からは、修理事業等を今後も継続的に実施することや、技術の文化財指定や認定を促進するなど、その保護施策に取り組むことが必要といえます。

しかし、その歴史性などから、事業者の多くは、財政基盤が小さい零細な企業の場合が多く、産業構造の変化による影響を受けやすい状況にあります。今後、これらの需要の継続や拡大を進めていくにあたっては、商工及び農林関係の部局と連携して、その実態を把握し、個別の課題解決の方法を探ることも必要です。

(4) 文化財の地域的な保存・活用の促進

(文化財の地域的な保存と活用、地域の福祉)

文化財には、古くから地域の人たちが慣れ親しみ、自らと地域とをつなぐ絆として存在してきたものが多くあります。それは地域で行われる祭りや行事であるほか、風景の中に溶け込んで存在してきた社寺の建造物、丘の上に所在する古墳、またそれらを取り囲む森などの場合もあるでしょう。こうした文化財を複数のまとまりとして保存することは、地域の人たちが、こころ安らかに生活を営み続ける上での大きな支えになると思われます。そして、それは地域コミュニティの活性化や今後のまちづくり施策へも貢献するとともに、地域の福祉という観点からも、大きな役割を担うことになると考えられます。

これまで文化財は単独でその保存・活用を行うことが多くありましたが、近年は一定の範囲内に点在する複数の文化財を面的に把握し、価値付けを行い、時には周囲の景観を含めて保存・活用を図る取組が見られるようになってきました。

今後の文化財の地域的な保存・活用においては、こうした文化財保護の在り方も重要です。

（文化財の保存と活用の在り方）

文化財の活用には、様々な目的や方法があります。より多くの人たちに文化財の価値や魅力などを伝える普及啓発などの取組や、学校教育や社会教育と連携し、多くの子どもたちが地域の歴史や文化を理解するために、文化財に接する機会を設けることもその一つです。さらに、高等学校では文化財の価値を専門的に深く学んだり、より広いエリアの多様な地域の文化財を体験する機会の創出も考えられます。また、文化財を観光資源や地域活性化のために活用する取組も、今後一層進められると考えられます。

こうした文化財の様々な活用は、多くの人たちが文化財に触れ、その魅力を共有できる機会を生み出し、その保護・継承を支える新たな環境をつくり出す上で、重要な意味をもっています。

ただ、いずれの場合においても、文化財の活用は、その適切な保存が前提です。そのためには、適切な保存活用計画の作成などにより、文化財の活用にかかるリスクを十分に検討し、公開にあたり、対策を講じておく必要があります。

多様な文化財の状態に応じた十分な保存対策が講じられていないと、活用によるき損や滅失の危険性が生じます。また、一定の対策が講じられていても、過剰に活用された場合、文化財の本質的な価値を損う恐れがあります。

このように文化財の保存と活用の均衡を重視し、その保存環境の整備が図られた上で公開していくことが重要です。

第5章 文化財の保存・活用を図るために府が講ずる措置

本章では、第4章で掲げた将来像を実現するために必要な4つの方針に基づき、府が文化財の保存・活用を図るために講ずる措置について、1～4に示すとともに、5に府内市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成について、6に府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画について示しています。

1 文化財の指定等による保護の促進

(1) 府が主体となって行う調査等に関する取組

調査には、指定等のために実施する未指定文化財調査をはじめ、文化財の分野ごとに国庫補助を受けて実施する悉皆調査や詳細調査などがあります。調査成果は、報告書等により公開され、適切に活用されるよう図ります。

各分野で府が実施している調査等は下記のとおりです。

①建造物調査（悉皆調査、詳細調査）

（各種建造物等の悉皆調査）

京都府では、明治30年に実施された京都府域の古社寺建造物の悉皆調査以降、近世社寺建築、近代和風建築、近代化遺産などの悉皆調査をおこなってきました。これらの調査成果に基づき、貴重な建造物等について指定・登録・暫定登録を図ってきました。今後も必要に応じ、調査を実施していきます。

（保存修理事業に係る調査成果等の活用）

国・府指定等の文化財建造物の保存修理事業においては、修理方針や方法等を決定するための調査が必要となります。特に所有者から受託する国宝・重要文化財建造物の保存修理事業においては、府教育委員会の技術職員が詳細な調査を実施しています。調査結果は、建造物を後世に伝えるための資料となるだけでなく、現代の様々な研究の材料となるため、事業終了時に報告書を刊行するとともに、その文化財的価値に係る新たな知見が発見された場合には、適宜、普及啓発に努めています。

②美術工芸品調査（保存のための詳細調査・緊急調査）

昭和16年4月から実施された府内全域の寺院を対象とする学術調査「京都府社寺重宝調査」以降、江戸時代障壁画、肖像彫刻など、各分野において様々な詳細調査が行われました。また、昭和51年から58年にかけては、文化庁と連携して「文化財集中地区特別総合調査」が実施されました。これらの調査成果に基づき、貴重な美術工芸品の指定・登録・暫定登録を継続的に進めていきます。一方、古文書等は、歴史的に社寺等にまとまって伝来した古文書群を中心に調査を進めてきましたが、今後も引き続き市町村や地元の博物館、資料館と連携して調査を実施していきます。

③民俗文化財調査（悉皆調査・詳細調査）

昭和 37 年以来、民謡、諸職、民俗芸能、方言収集など様々な民俗文化財の悉皆調査を実施し、貴重な成果となりました。また、平成 30 年度から地域で伝承されてきた祭り・行事を対象とする悉皆調査を実施しています。その調査成果により明らかとなった地域の祭りや行事を、指定等により保護を図るとともに、引き続き継承できるよう、情報共有に努めながら、活用していきます。

④史跡名勝天然記念物調査

（各種記念物の悉皆調査）

近年は中世城館跡調査などを実施、平成 30 年度からは、歴史の道調査を実施しています。これからも各種文化財の悉皆調査を実施していきます。また、調査成果により明らかとなった貴重な遺跡等が、指定等により保存が図られるよう努めます。

（特別天然記念物カモシカ調査）

府は本州最西端の特別天然記念物カモシカの生息地です。京都府では、昭和 61 年からカモシカ調査（生息数、生息密度、生息環境のモニタリング）を実施し、適切な個体群管理に役立ててきました。今後もカモシカ調査を継続し、その保護に努めます。

⑤埋蔵文化財調査

（大規模遺跡の調査・研究、保存・活用）

京都府では昭和 48 年度から古代宮都恭仁宮跡の保存活用調査を実施してきました。引き続き木津川市と協力連携し、その調査・研究、保存・活用を推進していきます。京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる国指定史跡乙訓古墳群の指定にあたっては、各市町と連携し、その保存に協力してきました。また、長岡京跡の調査研究を進める長岡京連絡協議会の開催など、引き続き複数の市町村にまたがる大規模遺跡等の保存と活用の推進を図っていきます。

（各種開発事業に伴う調査）

埋蔵文化財と開発事業の円滑な調整を図るため、遺跡地図作成のための遺跡の分布調査、試掘確認調査、ほ場整備の本発掘調査等の各種調査を実施していきます。

これまでの発掘調査出土品を再検証、遺跡の調査研究を推進するため、出土品再整理事業を実施していきます。

（2）文化財指定等による保護の推進

（府文化財指定等の促進）

昭和 58 年から、条例に基づいて指定・登録を進め、現在の府指定・登録文化財等は計 780 件、将来国や府の指定となる可能性のある暫定登録文化財は現在 1,143 件です（平成 31 年 4 月 1 日現在）。

引き続き指定、登録、暫定登録等を促進することにより、文化財のき損、滅失

からの保護を図ります。

(文化財指定等に係る調査の充実・促進)

府指定等に関する調査では、地元の歴史や文化にとって重要な意味を有しており地域にとって価値をもつ文化財、伝承地や風景地なども調査の対象に含め、地元市町村等と連携した調査を行います。

調査にあたっては、文化財所有者等に対し、文化財の適切な保存・活用の方法について指導助言を行い、市町村と連携して調査結果が「地域計画」策定の際の基礎資料としても活かすことができるように努めます。一方で、全国的にも価値が高いと判断される文化財については、その価値に応じた指定等がなされるよう、文化庁や大学等の研究機関と連携して、調査・研究を進めていきます。

また、無形の文化財の調査にあたっては、公開の状況、後継者の育成などその保護継承と普及啓発に関する取組も併せて把握するよう努めます。

(国の文化財指定を積極的に推進)

将来国指定となる可能性があると考えられる文化財については、府教育委員会として、引き続き調査を進めるとともに、市町村と連携しつつ、国指定文化財の新規指定・追加指定等について積極的に取り組んでいきます。

(3) 府が主体となつて行う国宝・重要文化財等の保存修理事業等

(適切な周期による文化財建造物の保存修理)

文化財建造物の修理は、概ね 150～200 年に一度実施される建物を部材単位に解体し、補修後また組み立て直す「根本修理」と、その間の適切な時期に行う屋根葺替、部分修理、塗装などの「維持修理」に分類でき、建物の破損状況に応じて、適切な周期で修理を実施することが求められます。

(文化財建造物保存修理の適切な実施)

府教育委員会では、明治 30 年の古社寺保存法施行以来、国宝・重要文化財建造物の保存修理事業について、それぞれの所有者から委託を受けて実施してきました。このような実施方法をとるのは、全国では京都府・奈良県・滋賀県のみです。とりわけ京都府では、宮大工の雇用や 19 名の技術職員の配置など全国一の体制を整え、約 120 年の実績と経験に基づいた高度な知識や技術により事業を適切に実施しており、これが京都府の文化財保護行政の大きな特色の一つとなっています。府内の国宝・重要文化財建造物は 669 棟（令和 2 年 3 月 1 日現在）

あり、今後も増加することが予想されます。文化財建造物を良好な状態で後世に伝えるため、常に所有者と情報を共有しつつ、適正な人員体制を整え、適切な時期にこれらの修理事業を実施していきます。

(修理事業を支える技能者の育成と技術の伝承)

文化財建造物の修理は、破損や劣化した部分を修復し、健全な姿を保つことが基本です。また、諸調査によって明らかとなった適切な姿に修理するなど、対象の建造物の価値を損なわず、その時代に即した伝統的工法による高度での確な修理が求められます。このため府教育委員会では、文化財所有者から受託して実施する国宝・重要文化財建造物の修理事業にあたって、「国宝重要文化財建造物修理工事入札参加資格制度」により、入札への参加資格条件として、高度な伝統技術を有した技能者の安定的な雇用などを設け、技能者の育成や技術の伝承に取り組んでいます。今後も様々な機会を通して、技能者の育成に協力し、より多くの企業が入札参加資格を得られるよう努めます。

(保存修理事業に係る調査成果等の活用)

国・府指定等の文化財建造物の保存修理事業においては、修理方針や方法等を決定するための調査が必要となります。特に所有者から受託して実施する国宝・重要文化財建造物の保存修理事業においては、府教育委員会の技術職員が詳細な調査を行います。調査結果は、建造物を後世に伝えるための資料となるだけでなく、現代の様々な研究の材料となるため、適宜、事業完了時に報告書を刊行するとともに、その文化財的価値に係る新たな知見が発見された場合には、その普及啓発に努めています。

(4) 文化財所有者・管理者への支援

(維持・管理、保存修理、修景整備事業への支援)

府教育委員会では、国・府指定等文化財の所有者及び管理者が実施する指定等文化財（暫定登録文化財を含む）の修理事業や整備事業、維持管理、防火・防災・防犯対策に係る事業に関して、それらが適切に実施され、その文化財的価値が後世に引き継がれるよう、指導・助言するとともに、財政的支援を行っていきます。

また、府教育委員会は保存修理事業等への各種補助制度や仕組みについて、必要な情報を提供し、所有者の実態に応じた方法をとともに考えていきます。

(伝統的な行祭事等への支援)

府教育委員会では、無形民俗文化財の指定や登録がなされている伝統的な行祭

事及び風俗慣習等が継承されていくよう、その担い手や保存団体等へ、継承のための情報などを提供するとともに、指導・助言などを行います。また、そこで使用される道具・材料をはじめとする、無形の民俗文化財を維持・継続するために必要な経費について、助成していきます。

(情報交換や研修の実施)

文化財の所有者や管理者、また無形民俗文化財の担い手や保存団体が他の所有者等と情報交換することは、文化財の適切な保存や活用を進めるに当たって有意義です。こうした情報交換の場を積極的に設けるとともに、広域的に収集した文化財の保護・継承や維持管理、防火・防災・防犯に係る留意事項などの情報を所有者等へ提供するための研修会を開催し、様々な課題解決の支援を行います。

(未指定文化財保存修理等への支援)

対象が未指定文化財であっても、地域にとって貴重な文化資料等については、府文化スポーツ部が所管する「社寺等文化資料保全補助金」や「文化財を守り伝える京都府基金」事業等と連携し、所有者及び管理者が実施する保存修理事業が適切に実施されるよう技術的な支援を行います。

(5) 防火・防災・防犯対策、罰則規定の強化

(防災・災害発生時の対応は第7章を参照)

(「文化財所有者のための防災対策マニュアル」による対策の徹底)

府教育委員会では、京都市消防局や同市文化財保護課と連携し、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」(「地震対策編」「風水害対策編」平成23年3月、「防火・防犯対策編」平成25年3月)を作成し、府内の文化財所有者や管理者を対象に、これまでから防災対策等を周知してきました。

今後も、自然災害による文化財被害をはじめ、火災被害、さらに液体散布などによるき損や盗難等に対応するため、文化財所有者等へその対策について指導・助言を行うとともに、対策事業への支援に努めます。

また、国・市町村、大学、博物館、研究機関などとも連携し、災害が発生しても被害の軽減が図れる効果的な防災対策についても検討を進めます。

(これまで以上にきめ細かな視点による防災対策)

近年の自然災害は、過去に例のない規模のものが多発しています。その対策として、きめ細やかな視点で巡視を行うことも、重要と考えています。府とし

て、今後、その必要性の周知に努めていきます。

(防犯・獣害対策)

文化財の効果的な防犯対策についても、関係機関と連携して検討するとともに、監視カメラをはじめとする防犯設備の設置について、所有者へ指導・助言を行うとともに、財政的支援を行います。アライグマをはじめとする野生動物による被害対策についても関係部局と連携して、その駆除や対策設備設置等への支援などに取り組みます。

(地域が一体となって文化財を守る環境づくり)

市町村や関係機関等と連携し、地域が一体となって文化財を守る環境をつくりだすよう努めます。

(条例改正による府指定等文化財へのき損に係る罰則強化)

今後文化財の活用が促進されるにしたがって、文化財のき損、劣化や盗難のリスクが高まると考えられます。今後の対応として、国宝・重要文化財と同様に、府指定等文化財へのき損に関する罰則規定を強化します。

2 文化財の保護体制の強化

(地域で文化財を守り伝える仕組みづくり)

地域の人たちが文化財を身近に感じ、これを地域の誇りとして、地域全体で文化財を守り伝えていくには、地域の実態に応じた様々な仕組みが考えられます。府教育委員会として、地域に応じた仕組みが創出されるよう、市町村や地域と連携していくことが、文化財を保護する体制の強化につながると考えられます。

そのために、関係機関や団体と連携し、これに関わる事業を推進するとともに、市町村等が実施する様々な取組に積極的に協力します。

(文化財を未来へつなぐ心の教育)

学校教育や社会教育で文化財の活用を進めることも重要です。後述する丹後・山城両郷土資料館等をさらに活用し、将来の文化財の保護継承を担う大きな可能性を秘めた子どもたちをはじめ多くの人たちが、地域の文化財に接し、体験できる教育の機会を積極的に設けるよう努めていきます。

また、小学校、中学校、高等学校等と連携し、児童・生徒が、文化財の伝統的な技術を体験するワークショップやイベントを積極的に開催するよう努めていき

ます。

(自治体内関連部局等との連携強化)

文化財が直面する課題の多くは多岐にわたり、文化財のみにとどまらない大きな社会的課題といえます。諸課題に関連する庁内の様々な部局と常に情報共有するなど連携を深め、課題解決への取組を進めます。

3 文化財保護を支える技術等の継承

(国宝・重要文化財の保存修理等にかかる技能者の技術向上、後継者育成)

重要文化財の保存修理に関わる伝統的な技術の継承、技能者の育成に重要なことの一つはその需要の拡大です。府教育委員会としては、今後も国宝・重要文化財の保存修理事業をはじめ、府指定等文化財の保存修理事業を継続実施する中で、技能者の育成並びに技術の継承を図っていきます。同時に、資材や材料、道具等の需要拡大についても取り組みます。

重要文化財の修理技術をはじめ、無形文化財、民俗文化財の保存を支える道具類の製作・修理技術や原材料確保、さらに史跡や名勝の修景整備や維持管理など、文化財の保護を支えるための様々な技術の中には、国及び府による選定保存技術の保持者や団体として認定し、その保存が図られているものもあります。

こうした国の選定保存技術保存団体に認定された団体により、技能者の技術の向上や後継者育成を目的とした研修などが開催されており、これらに積極的に支援・協力することで、さらなる技能者の育成や技術の継承に努めます。加えて、団体の保護継承に向けた課題解決のための様々な情報も提供していきます。

また建造物の保存修理事業では、事業に関わる企業が業種ごとに設けた団体が、技能者の技術の向上や後継者育成のための研修を実施しており、こうした研修へも積極的に協力していきます。

さらに、後継者育成という面から、学校教育と連携した保存修理現場の公開を促進することで、児童・生徒が修理現場を見学するとともに技能者と接する機会を増やす取り組みにも努めます。

(史跡・名勝の修景・整備事業等に関わる技術の継承と技能者等の育成)

史跡や名勝には、構成要素となる構築物（建造物・石垣等）や庭園などがあります。文化財建造物の保存修理事業と同様に、その維持・管理をはじめ、修理や修景・整備を行うに当たっては、伝統的な技術により実施する必要があり、その技術を有する技能者の育成、さらには技術の伝承が課題となっています。

今後も、技術の継承並びに技能者の育成にも配慮し、府内の国・府指定等の史跡や名勝の適切な保存のための維持・管理、さらには修景・整備等が継続されるよう支援に努めます。

同様に、石垣や庭園に関しては、国の選定保存技術に選定されている保持者や保存団体があります。こうした団体等が技術の向上や後継者育成を目的に開催する研修等に協力するとともに、広く技能者に参加を呼びかけます。

(設計監理等企業の育成について)

建造物・美術工芸品の防災事業及び史跡・名勝の修景・整備、重要文化的景観の修景等の事業に関して、民間企業が設計監理を行う機会が増加しています。さらに、文化財の保存修理及び保存活用事業の施工を行う企業の育成も必要となつつあります。こうした現状から、事業が適正に実施されるため、事業に関わる企業に関連の研修等への積極的な参加を促すなど、その育成に努めます。

4 文化財の地域的な保存・活用の促進

(1) 文化財の地域的な保存・活用

(京都府の文化財活用への取組)

次代を担う子どもたちを含めたより多くの人たちが、文化財の価値や魅力を共有する場を提供することは、文化財保護行政推進の環境充実という面で、極めて重要な意味をもっています。京都府では、これまでから以下の取組を実施しており、今後も継続するとともに、一層の充実を図ります。

① 京都府指定文化財の指定・修理にかかる普及啓発

京都府が新たに指定等を行った文化財の解説や修理事業を実施した文化財を紹介するための冊子を作成し、府民の方々に府内の文化財の情報を発信していきます。

② 文化財建造物修理現場の公開

府内にある国宝・重要文化財をはじめとする文化財建造物の新たな魅力を発見し、後世に継承していく重要性を府民の方々に理解していただくため、文化財建造物の修理現場を特別公開する事業を実施していきます。

③ 観光との連携事業

観光部局等と連携し、文化財建造物の修理現場や府指定等文化財を府域の他のコンテンツと組み合わせ周遊する観光ツアー等を行い、にぎわいを創出します。

④ 文化との連携事業

文化スポーツ部と連携し、未指定を含む文化財を活用し、人々が集い文化に親しむ事業を支援します。

⑤ 史跡・埋蔵文化財等の公開・活用

史跡や埋蔵文化財に対する理解を深め、親しんでいただくことを目的に、これまでから埋蔵文化財（遺跡）の発掘調査に伴う現地説明会や、史跡・遺跡をめぐるバスツアー、史跡・遺跡に関する各種の普及啓発冊子を刊行してきました。また、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターに委託して、発掘調査の成果を分かりやすく解説する埋蔵文化財セミナーや発掘調査成果の速報展などを開催しています。これからも、こうした事業を推進していきます。

⑥ 丹後・山城両郷土資料館における文化財の公開・活用

丹後（府北部・中部所管）・山城（府南部所管）の両郷土資料館では、それぞれが所管する地域の文化財を中心とした展示を行うとともに、歴史体験教室、市町村や学校、地域などへの出前授業、府民向けの公開講座や古文書講習会等を行っています。また、継続的に各地に残る歴史・考古・民俗資料の調査や収集等を行い、その成果を展示などにより公表しています。今後も学校教育や社会教育と連携した取組を進めていきます。

（2）文化財の地域的な保存・活用の在り方

（適切な文化財活用の促進と支援）

文化財の活用は、その適切な保存が前提とされていなければなりません。そのためには、保存活用計画の作成などにより、事前に文化財の保存や見学者に関する対策等が十分に講じられる必要があります。

文化財の適切な保存と活用の促進に努め、これが一層推進されるように、活用にかかる環境整備など、様々な視点での指導・助言や財政的支援などに取り組みます。

（3）世界文化遺産の新規登録への取組

（「宇治茶の文化的景観」世界文化遺産登録推進）

山城地域には京都府選定の文化的景観である「和束町の宇治茶の茶畑景観」や「南山城村の宇治茶生産景観」など宇治茶に関係する文化的景観が各地に見られます。府ではこれらの世界文化遺産の登録に向けて、取組を進めています。

世界文化遺産登録の要件となる国選定重要文化的景観の選定に向けた取組については、各市町村の求めに応じ支援していきます。

（「天橋立」世界文化遺産登録推進）

特別名勝天橋立を中心とした世界文化財遺産の登録推進については、登録の可能性のある構成資産の保全状況が評価されるよう取り組み、またその周囲の環境が良好に継承されていくよう支援します。

5 府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成

（1）求められる人材

府内各地の文化財の保存・活用は、従来、地域の実態に詳しい市町村や博物館等の専門的な知識、技術、技能をもつ専門職員が、関連する部局や所有者と連携しつつ取り組んできました。文化財保護行政を取り巻く様々な課題が山積する中、今後は専門職員として一層幅広い知識や視野をもち、伝統文化や産業、観光、教育とも相互に連携して業務を遂行する人材が必要になります。

（2）人材の確保・育成

このような人材を確保・育成するためには、これまで以上に地域の文化財の保護・継承への深い洞察とその保存・活用を進める強靱な意志が備わるような経験を積む必要があり、長期的視野に立った人材育成計画や技能等の資質向上に向けた研修の促進が求められます。

文化財専門職員を対象とした人材育成に関しては、これまで国による分野ごとの専門的な研修があり、それらを活用して資質の向上が図られてきました。府教育委員会では今後も引き続き、文化財の専門的な研修の各関係機関への周知に努めていきます。

また、法改正により、地域総がかりで文化財を守る方向性が示される中、将来的には地域の実態に応じた各種文化財の価値を相対的に把握し、一体的な保存・活用を企画立案できる人材の確保・育成が不可欠になると考えられます。文化庁が令和元年度から実施している「文化財マネジメント職員養成研修」は、そのような人材の育成を目的にしたものです。府教育委員会は、専門的な研修の一部と位置づけ、今後も周知し積極的参加を呼びかけます。

さらに、府内には建造物、美術工芸品、民俗文化財、埋蔵文化財等の専門的人材の育成に関わる大学が20校程度あります。市町村、博物館等の関係機関が、必要に応じてこうした大学等の研究機関と連携を深めることで、今後求められる専門的人材の確保・育成につながると考えられます。府教育委員会では、それらの連携が進むように、実態の把握、周知に努め、人材の育成に関しての研修等の

開催についても取り組んでいきます。

(3) 文化財保護指導委員

府教育委員会には、府指定等文化財の巡視を行う文化財保護指導委員を各地域に計 69 名配置しています。近年、文化財の巡視は、暫定登録文化財の登録に伴う巡視対象の増加、地域の文化財の状況把握等、文化財の保存・活用に関する豊富な知識や経験がますます求められています。

府教育委員会では、毎年府内 2 箇所で行う文化財保護指導委員説明会等を開催し、文化財保護指導委員による文化財の巡視に関わる最新の知識の習得や、担当市町村の状況把握が促進されるよう努めてきました。

法改正により、市町村の教育委員会においても、文化財保護指導委員を置くことができることとなり、今後はその配置が行われると予想されます。府教育委員会としては、必要に応じて、これらが適切に実施されるよう助言していきます。

6 京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画

(1) 京都府が所有・管理する文化財

府内には、京都府が所有・管理する文化財が多数存在しています。これらの文化財は教育委員会だけでなく、知事部局により管理がなされているものも数多くあります。下記に掲げたのはその一部ですが、それぞれの文化財の適切な保存と活用を関係機関とともに推進し、文化財の所在する市町村とも十分協力していきます。

(2) 建造物

(重要文化財 府庁旧本館)

府庁旧本館は、明治 37 年に建設され、現役の官公庁舎としては日本最古のもので、府民に開かれた府庁のシンボルとして、保存と活用を両立させる中で、大切な府民の財産を未来に引き継いでいきます。

(重要文化財 旧日本銀行京都支店)

旧日本銀行京都支店は、現在、京都府京都文化博物館の別館として活用されており、平成 2 年 7 月には展示室内で「祇園祭の宵山に箏曲を聴く夕べ」を開催、博物館におけるミュージアムコンサートの魁と位置付けられています。以後、重要文化財という特性と、レンガ造りの気品ある雰囲気を活かし、演奏会、講演会、展覧会等、様々な催しが開催されています。今後も、このような伝統的な建築と

現代的な芸術との融合に限らず様々なジャンルにおいて、文化財建造物の保存を図りながら、さらに活用されるようにしていきます。

（府指定 旧永島家住宅）

京都府立丹後郷土資料館の敷地内に移築された旧永島家住宅は、江戸時代の茅葺きの民家です。民俗資料等の常設展示や体験学習の場に加え、観光資源としての活用も検討していきます。

（3）美術工芸品

（国宝 東寺^{ひやくごうもんじよ}百合文書）

京都府立京都学・歴彩館が所蔵する東寺百合文書は、全国の博物館等から貸し出しの依頼があり、積極的に公開に協力しているところです。また、文書の内容を読み解く翻刻作業を継続的に続けていく計画です。なお、WEB上で高精細画像を公開する先駆的な取組も行っています。

（重要文化財 京都府行政文書）

京都府に残る昭和21年度までの15,000点を超える行政文書群で、府立京都学・歴彩館で保管・公開されています。紙の劣化が進んでいるものがあり、平成21年から継続的に修理事業を実施しています。今後も計画的に修理を進める計画です。

（重要文化財 京都^{もうあいん}盲啞院関係資料）

平成30年度に、京都府立盲学校、聾学校保管の資料3,000点が重要文化財となりました。紙の劣化が進み、扱いが困難なものも多く、計画的な修理を検討していきます。

（4）史跡名勝天然記念物

（特別名勝 天橋立）「天橋立公園」

天橋立公園松並木景観保全計画（H30～R4）に基づき、白砂青松の景観を守るため、広葉樹の繁茂によるマツの衰弱対策として、広葉樹の伐採、腐植層の除去とマツの補植・間伐を実施していく計画です。

また、地域の方々と協働体制を組みつつ、ボランティアの皆様にも保全作業に参加していただいています。今後も、多くの方々に天橋立の価値を共有共感してもらおう取組を実施していく計画です。

特別名勝天橋立は府が世界に誇る文化財の一つです。しかしながら、自然環境の変化による植物相の変化や、砂州の浸食などの対応へ向け、持続可能な保存・活用を関係機関と協力して計画的に推進します。

また、近年は天橋立そのものへの影響に加え、阿蘇海におけるカキの大量繁殖、プレジャーボート等の騒音など、その環境を守ることも、課題となりつつあります。府では、宮津市等の地元関係機関と協力して、その対応を検討していきます。

(史跡及び名勝嵐山)

嵐山（府管理団体）では、平成 10 年に策定した「史跡及び名勝嵐山保存管理計画策定報告書」に基づき、保存管理を図り、これまでその価値が守られてきました。

今後、時代に応じ計画を見直すとともに、京都市等の地元関係機関と協力し、保存・活用を推進します。

また、嵐山では国有地の文化財管理を実施しています。史跡としての価値及び名勝景観が損なわれないよう配慮します。

「嵐山公園（中之島地区及び亀山地区）」

公園を含む嵯峨嵐山エリアには年間約 2,500 万人の観光客が国内外から訪れます。維持管理として園内の清掃、剪定等の樹木管理、除草等を実施しています。

(名勝琉璃溪)「るり溪自然公園」

名勝琉璃溪は、府が管理する京都府立るり溪自然公園として多くの来訪者に親しまれています。これからも文化財としての本質的価値である自然環境や景観が損なわれないよう、南丹市（管理団体）等の地元関係機関と連携し、適切な維持管理を行っていきます。

(史跡名勝笠置山)「笠置山自然公園」

史跡名勝笠置山は、古来、修験道の聖地、信仰の山であり、また景勝地として人々に親しまれてきました。昭和 7 年に国指定史跡名勝、昭和 39 年にその一部が京都府立自然公園となり、地元の笠置町（管理団体）や文化財所有者等の関係の方々との連携し、保存と活用を図ってきました。これからもその価値が次世代へ伝えられるよう取り組んでいきます。

(史跡丹後国分寺跡)「丹後郷土資料館」

史跡丹後国分寺跡は、府立丹後郷土資料館に隣接し、特別名勝天橋立を眼下に臨む絶好の地に所在しています。また、周辺には史跡成相寺旧境内や国選定の宮津天橋立の文化的景観などの文化財が存在します。こうした環境を活かした保存・活用を宮津市（管理団体）等の地元関係機関と協力して推進します。

(5) 丹後、山城郷土資料館

両資料館とも開館以来、歴史、考古、民俗資料の調査、収集、保管、展示活用につき、地域の文化財を保存・活用する上で重要な役割を担ってきました。府立山城郷土資料館では府指定等文化財 18 件を、また、府立丹後郷土資料館では国宝海部氏系図をはじめとする国指定重要文化財 10 件、府指定等文化財 22 件を収蔵保管しています。

両館とも、開館以来一定の年月が経過し、施設が老朽化している現状があります。今後、歴史、文化にかかる情報発信のみならず、地域振興、観光にも寄与できる施設として、バリアフリー化を含め施設の整備充実を図ります。

第6章 府の市町村への支援の方針

本章では、市町村が実施する文化財保護行政、市町村の「地域計画」の作成、及び広域連携に対する市町村の取組への支援について示しています。

1 市町村が実施する文化財保護行政への支援

(1) 市町村の役割

府条例では、市町村の責務として、「当該市町村の区域内に存する文化財がその地域にとって固有な文化財であることを認識し、その保存及び活用に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めています。

国指定等文化財の修理・整備においては、これまでも、市町村は、文化財所有者に対し、国・府補助事業への補助（随伴）を行うなど、重要な役割を果たしてきました。

地域そして文化財所有者にとって、最も身近な行政機関である市町村は、今回の法改正により、未指定文化財を含めた地域の文化財の保存・活用という視点から、これまで以上に積極的な役割が期待されています。

(2) 文化財指定等の促進などへの支援

各市町村では、所管の区域にあり市町村にとって重要な文化財を保護するため、条例に基づき指定・登録が行われています。これらを進めるためには、各種文化財の悉皆調査や詳細調査、市町村文化財保護審議会の調査などが必要となります。市町村が主体的にこれらの調査を行う場合は、調査方法など技術的、学術的な助言を行い、国指定文化財、府指定文化財等、その実態に応じた評価が行われるよう支援していきます。

(3) 市町村における文化財の修理、整備事業等についての支援

(市町村が所有・管理する指定等文化財の修理・整備事業)

市町村が所有・管理する国府指定等文化財や市町村指定等の文化財において、修理・整備などが行われる場合は、その文化財の価値が損なわれることがないよう、市町村の求めに応じて技術的・専門的な指導・助言に努めます。

(所有者・管理団体が策定する「文化財保存活用計画」)

所有者・管理団体が国指定等文化財の保存活用を進めるには、個別の文化財の保存・活用の考え方や具体的な取組を定める「文化財保存活用計画」の策定が望

まれます。市町村とともに、それらが適切に進められるよう支援していきます。

（府指定等文化財の保存・活用）

府指定等文化財や地域にとって価値のある未指定文化財について、保存・活用の取組を進めることは重要です。市町村が措置を講ずる際には、それらが適切に行われるよう指導・助言に努めます。

（文化財保護を支える技術等の継承）

文化財の修理、整備にかかる技術の継承について、市町村の果たす役割は重要です。市町村の行う取組が、積極的に推進され、持続的なものとなるよう支援します。

（４）市町村による文化財の地域的な保存・活用を積極的に支援

近年は、府内で「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）に基づき策定され、国に認定された「歴史的風致維持向上計画」による様々な取組が京都市や向日市、宇治市などで行われています。同様に管内に所在する指定・未指定を含めた文化財を地域として価値付けを行い、これを将来にわたって保存・活用するという目的で、「歴史文化基本構想」を策定し、広域的な文化財の保存・活用の取組をはじめているところもあります。

これらの取組みは、今後市町村が作成する「地域計画」へつながるものと位置づけられ、その策定を支援していきます。

（５）市町村の文化財の保存活用推進体制への支援

府内での文化財調査をはじめ、未指定を含めた各種文化財の適切な保存方法、公開及び担い手育成などに関する指導・助言など、これまでから府内市町村が推進する文化財保護行政に対して様々な面から支援してきました。今後も、市町村の要請に応じてこれを継続していきます。

また、今回の法改正では、地域の文化財の継承に取り組む新たな枠組みである「文化財保存活用支援団体」の制度が創設されました。これは、専門的な知見や実績等を有する団体を市町村が支援団体として指定するものです。

文化財をどのように継承していくかは、原則、文化財所有者や地域が自主的に考えていくことではありますが、市町村が文化財の保護・継承を支える新たな枠組みづくりを進めるにあたり、その求めに応じて情報提供をはじめとする助言を行います。

2 市町村の文化財保存活用地域計画（「地域計画」）への支援

(1)「地域計画」への支援

(地域計画の意義)

今後の文化財保護行政を進めるにあたっては、市町村が主体となって、管内に所在する様々な文化財の保存・活用に関して、地域の実情に即した視点から作成される「地域計画」が重要な意味をもつこととなります。

文化財は、現在及び将来にわたり地域の生活、文化の向上発展の基礎をなすものです（第1章はじめに参照）。これまで記載してきたとおり、先人の遺産である文化財を保存・活用していくためには、文化財所有者・管理者、地域の人々、観光客、行政機関、郷土史家・愛護団体、研究者・学識経験者、修理等事業者などが、それぞれ文化財について関心を持ち続ける必要があります。そのためには、これまで個々別々にかかわってきた方々の意見やその内容をしっかり把握し、総合的に検討して、今後の方向性を示すことが重要です。

これらをふまえて策定される地域計画は、地域の様々な人々をつなげて、計画をつくるもので、地域が一体となって、文化財を保存・活用していくための基礎となるものです。

なお、地域計画策定にあたっては、文化財の適切な調査研究を進めることとなりますが、策定後も、持続的に調査を行い、その成果を広く公開し、活用していくことが重要です。

(地域計画の記載事項)

国の指針によれば、「地域計画」には、当該市町村の概要、文化財の概要、歴史文化の特徴、文化財の保存・活用に関する課題・方針・措置、文化財を把握するための調査、推進体制などを記載する必要があります。

(市町村への支援)

市町村が「地域計画」の策定を進めるにあたっては、文化財の調査成果の提供、周辺市町村や大学等の関係機関との連絡調整など、市町村の実態に応じた支援を行っていきます。

なお、現在、府内市町村で文化財保護に関わる専門職員が正規職員として配置されているのは約7割です。今後、市町村において「地域計画」の作成やこれに基づく保存・活用事業が本格的に進められ、人員や体制、さらに職員の世代交代による知識と技術の継承などの課題が生じることが予想されます。これらについても、市町村等と連携を深め、積極的に支援していくこととします。

また、策定後の「地域計画」実施にあたっては、前項に示したとおり、これまで以上に文化財保護行政を行う中で支援していきます。

(2) 単独で「地域計画」を作成することが難しい市町村への支援

専門職員が配置されていない市町村が「地域計画」の作成に取り組む場合は、市町村の求めに応じて、近隣市町村や大学等の研究機関との連携づくりが進むよう支援します。また、人的支援などについても検討していきます。

3 広域連携に対する市町村の取組への支援

(1) 府域や市町村域を越えて所在する文化財の保存・活用に関する連携

府内には、府域もしくは市町村域を越えて分布する文化財があります。これらの保存と活用を適切に進めていくためには、文化財が所在する他府県や市町村の間で連携して、計画的に事業を進める必要があります。

府教育委員会では、今後様々な連携が一層強化されるよう市町村の取組に対し支援していきます。

(2) 広域連携の取組

○「もうひとつの京都」

府内各地域の個性豊かな文化や地域資源等を活かすため、「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」の4つのエリアを設定し、京都のブランド力を生かしながら地域の資源を磨き上げ、地域が一体となって、「もうひとつの京都」の取組を展開しています。

<「海の京都」エリア>

府北部（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）を「海の京都」と位置付けています。

このエリアには、日本三景の一つである天橋立（国特別名勝）、世界ジオパークのほか、鳴き砂で有名な琴引浜（国名勝・天然記念物）、重要伝統的建造物群に選定されている伊根町伊根浦、旧日本海軍に関連する赤れんが建造物（重要文化財）等の名所が多く存在します。日本遺産に認定された「丹後ちりめん回廊」「鎮守府」「北前船寄港地」のほか、弥生時代から古墳時代の巨大な墳墓などがあります。

<「森の京都」エリア>

府中部地域（福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、京都市右京区京北）を「森の京都」と位置付けています。

このエリアは、森林率が約8割を占め「森」の恵みが大変豊かで、森や木と関わる中で、豊かな生活・文化が育まれ、発展してきた地域です。さらに、「森」は「海の京都」から都への文化の通り道でもあり、「森」と関わる豊かな生活・文化を伝えてきた地でもあります。芦生の森や美山かやぶきの里（重要伝統的建造物群保存地区）、由良川等の豊かな自然や美しい景観等があり、地域を定めず天然記念物に指定されたアユモドキは、亀岡市の一部に生息しています。

<「お茶の京都」エリア>

府南部地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）を「お茶の京都」と位置付けています。

このエリアは、日本茶のふるさととして、抹茶、煎茶、玉露を生み出し、生活の中の喫茶など日本茶文化を支えてきました。その中で、抹茶、煎茶、玉露それぞれの生産に対応した茶園や集落、茶問屋の町並みなどの景観を形づくっており、「日本茶 800 年の歴史散歩」として日本遺産に認定されました。

また、久津川古墳群（国史跡）、恭仁宮跡（国史跡）のほか、多くの文化財が存在するとともに、文化・学術・研究の拠点であるけいはんな学研都市では、先端技術等による新しい文化の創造・発信を進めています。

<「竹の里・乙訓」エリア>

府乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）を「竹の里・乙訓」と位置付けています。

京都と大阪を結ぶ交通の要衝であることから、古代から歴史の舞台となり、「古事記」や「日本書紀」には「オトクニ（弟国）」という地名の由来が記されています。このエリアは、竹林が多く、「かぐや姫」伝説発祥の地とも言われており、竹の径（府文化的景観）、西山など四季折々の豊かな自然と由緒ある社寺、長岡宮跡（国史跡）、乙訓古墳群（国史跡）や城跡などの文化財に恵まれた地域です。また、10年間にわたって、長岡京が都となりました。

○世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産

・世界文化遺産「古都京都の文化財」

京都市、宇治市、滋賀県大津市にまたがる 17 社寺城です。賀茂別雷神社（上賀茂神社、京都市北区）、賀茂御祖神社（下鴨神社、京都市左京区）、教王護国寺（東寺、京都市南区）、清水寺（京都市東山区）、延暦寺（京都市左京区・滋賀県大津市）、醍醐寺（京都市伏見区）、仁和寺（京都市右京区）、平等院（宇治市）、宇治上神社（宇治市）、高山寺（京都市右京区）、西芳寺（苔寺、京都市西京区）、天龍寺（京都市右京区）、鹿苑寺（金閣寺、京都市北区）、慈照寺（銀閣寺、京都

市左京区)、龍安寺(京都市右京区)、本願寺(西本願寺、京都市下京区)、二条城(京都市中京区)からなります。

・ユネスコ無形文化遺産

「山・鉾・屋台行事」

京都市の「京都祇園祭の山鉾行事」を含む山・鉾・屋台等と呼ばれる山車が巡行する青森県から大分県の計18府県に分布する33件の祭礼行事です。

「和食：日本人の伝統的な食文化」

和食(日本食文化)は、四季や地理的な多様性による「新鮮で多様な食材の使用」、「自然の美しさを表した盛りつけ」などといった特色があり、日本の年中行事とも密接に関連したものです。家族や地域コミュニティのメンバーとの結びつきを強めるという社会的慣習でもあります。

○日本遺産

近年、文化庁は地域に点在する文化財と地域の遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的として、地域の歴史的な魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として、認定しています。そのストーリーに記された文化財群は広域にまたがるものとなっており、新たに価値が評価された文化財の保存・活用が進むよう、市町村の求めに応じ助言していきます。

令和元年現在、府内の資産が認定されているのは以下の5件です。

・「日本茶 800 年の歴史散歩」

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村の12市町村

・「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」

舞鶴市を含む4府県4市

・「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」

宮津市を含む15道府県38市町

・「300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」

宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町の4市町

・「1300 年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼」

京都府(宇治市、京都市、亀岡市、宮津市、舞鶴市)を含む7府県24市町村

○その他 広域的に分布する文化財

市町村域もしくは府県域を超えて広域的に分布する文化財等の主な事例

<記念物>

・「山陰海岸ジオパーク」

京都府（京丹後市）、兵庫県（豊岡市・香美町・新温泉町）、鳥取県（岩美町・鳥取市）にまたがる貴重な地形・地質のある区域

・「国史跡乙訓古墳群」

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる古墳群

・「国史跡奈良山瓦窯跡」

木津川市、奈良県奈良市にまたがる古代の窯跡群

・「国史跡大安寺旧境内附石橋瓦窯跡」

井手町、奈良県奈良市にある古代寺院跡とその瓦を焼いた窯跡

・「国史跡琵琶湖疏水」

京都市、滋賀県大津市にまたがる近代都市疏水

・「国史跡石のカタト古墳」

木津川市、奈良県奈良市にまたがる終末期上円下方墳

・「国史跡延暦寺境内」

京都市、滋賀県大津市にまたがる平安時代に開かれた寺院

・「国天然記念物比叡山鳥類繁殖地」

各種の鳥類の繁殖地として関西において著名

・「伊吹・比良山地カモシカ保護地域」

京都・福井・滋賀・岐阜四府県にまたがる特別天然記念物カモシカ保護地域

<埋蔵文化財>

・「長岡京跡」

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる都城

・「八木城跡」

亀岡市、南丹市にまたがる山城

・「一色氏関連城館跡」

京丹後市、与謝野町、宮津市、伊根町、舞鶴市にかけ点在する丹後守護一色氏及びその家臣団の城館群

第7章 防災・災害発生時の対応

本章では、国・府・市町村における文化財防災の方針・枠組み、防災計画や文化財所有者のための防災対策マニュアル、災害発生時の対応とそれに関わる広域行政としての対応、支援を記載し、今後の対策をまとめています。

1 近年の状況

近年、京都府は、平成16年の台風23号、平成29年の台風21号、平成30年の大阪府北部地震、7月豪雨、台風21号をはじめとした度重なる台風など、多くの災害に見舞われています。これらは文化財にも多大な被害を及ぼし、現在でもその復旧に取り組んでいる状況です。令和元年度は、4月にパリのノートルダム大聖堂の火災、10月に首里城正殿等で火災、さらには、9月、10月の台風による風水害等もあり、全国的に文化財の防火、防災への関心が高まりました。京都府では、文化財所有者等への防火対策の徹底を周知、かつ文化財関係者を対象とした研修会を開催、文化財の防災対策の強化を推進しています。

今後は、文化庁作成の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を広く周知し、防火設備の充実を図るべく、その活用を促していきます。

2 文化財防災の方針、枠組み

文化庁では、災害対策基本法の規定に基づき文化庁防災業務計画を策定し、文化財の防災対策等についての基本的な方針を定めています。府では、京都府地域防災計画において、文化財にかかる災害予防計画にかかる基本的な方針をまとめています。（本章3）

また、府内の市町村では、市町村地域防災計画において、文化財被災時の応急対策などを定めています。（本章4）

府並びに京都市において、具体的な防災対策をまとめたものとして、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」を策定し、風水害、地震、防火・防犯等の対策を記しています。（本章5）

広域行政の枠組みとして、2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び関西広域連合において、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領及び被災対応ガイドラインを策定し、その対策を進めています。（本章7）

【防災・災害発生時の対応 基本的枠組み】

組織	総合	文化財
国	防災基本計画 (中央防災会議)	文化庁防災業務計画 国宝・重要文化財防火対策ガイドライン
広域 (国立文化財機構ほか)		(協力)文化財防災ネットワーク、被災文化財等救援委員会(*1)
広域行政 (2府7県及び関西広域連合)	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	○近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領 *近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン
京都府	京都府地域防災計画 【文化財の災害予防・応急対策・復旧計画】 (京都府災害対応の総合的な検証会議)	【文化財所有者のための防災対策マニュアル】(京都府・京都市)
市町村	市町村地域防災計画	同上

*1 平成28年の熊本地震では、文化庁から文化財防災ネットワーク参画団体幹事会へ協力を要請、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災では、文化庁が同じく協力を要請し、被災文化財等救援委員会を設置しています。

また、令和元年10月の台風19号による水害等で被災した文化財の救援について、文化庁は文化財等災害対策委員会を設置し、国立文化財機構へ技術的支援の協力を要請。同機構が推進する文化遺産防災ネットワーク参画団体が救出活動を実施しています。

3 京都府文化財災害予防計画

(計画の方針)

計画の方針として、「貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進するものとする。」としています。

(文化財保護対策の方針)

文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底します。また、災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行います。

文化財防火デー等では、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行います。

す。また、文化財の防火に関係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立します。

分野ごとの対策は以下のとおりです。

- 文化財建造物は、自動火災報知設備、消火設備、避雷針、放水銃、ドレンチャー等を備えた総合的な防災設備の設置が望まれます。なお、国・府指定文化財建造物については、自動火災報知器の設置が義務付けられています。また、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等の設備の更新にも留意しておく必要があります。
- 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）は、収蔵庫等の防災施設（鉄筋コンクリート造、耐火構造）の設置もしくは木造建造物で保管・管理する場合は、文化財建造物に準じた措置が望まれます。なお、防災設備の設置が困難な場合には、防災上の判断等から一時的に博物館等の施設へ寄託することも考えられます。なお、収蔵庫は、周囲の景観への配慮が望まれます。
- 史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区、文化的景観の構成要素となる建造物等も、国・府指定文化財建造物に準じた対応が必要です。
- 府では、国、府指定等の文化財の防災事業（収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理）に対し、補助制度を設けています。また、防災効果を高める消火器・収蔵箱等の防災資機材整備も対象としています。

4 市町村の地域防災計画

府内の7割の市町村では、市町村地域防災計画内で文化財保護の方針などを定めています。さらに、各市町村の計画では、防災対策、災害時の応急措置、被災状況調査など、その実態に応じた対策を文化財所有者、その関係者等に求めています。

なお、地域防災計画において、文化財保護の事項がない市町村については、京都府文化財災害予防計画及び文化財所有者のための防災対策マニュアルを参考に、地域の実態に応じた対応をとることが必要となります。

5 文化財所有者のための防災対策マニュアル

（目的）

このマニュアルは国・府・京都市の指定等文化財の防災に関する事項について、府・市の地域防災計画に基づき、平時からの防災対策をはじめ、災害発生時から発生後まで関係者が取るべき行動の指針を示すものです。これにより、災害から

文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全復旧対策に資することを目的としています。

なお、このマニュアルは、府内の市町村においても、指定等文化財及び未指定文化財の防災対策や災害発生時における行動の指針として、位置づけられるものです。

(防災対策マニュアルによる事前の備え、被害への対応)

事前の備えとして、文化財に関する防災知識等の習得、平常時からの防災対策の実施、訓練等の実施を求めています。

発生時の対応として、参観者等の安全確保、応急措置、二次災害の防止を、発生後の対応として、被害状況の把握、被災文化財の保全を求めています。

6 災害発生時の対応

(1) 文化財等の応急対策

「京都府地域防災計画」では、風水害等、震災、石油類流失事故などの災害発生への対応について、その文化財等の応急対策を示しています。

(風水害、震災)

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じます。

- 被害が小さい時は、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施します。
- 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を作ります。
- 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにします。
- 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管する措置を講じます。

(石油類流失事故)

石油類流出事故が発生した場合の府域に所在する文化財の対策を示しています。

(2) 文化財等の災害復旧計画

京都府地域防災計画では、風水害時の災害復旧計画を示しています。

被災地に存在する文化財については、府及び市町村の文化財所管部局により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定めて、実施します。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合は、復旧時にはその保護に留意する必要があります。

7 広域行政としての対応、支援

府ではこれまで、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの災害からの復旧・復興に関わる文化財の調査等に対し、当該府県からの求めに応じて、職員を長期派遣し、支援してきました。これらを踏まえ、近畿圏の府県を中心とした相互応援にかかる枠組みを整備しています。

(近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領)

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、大規模災害等の危機が発生して当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合が連携して行う文化財にかかる各種相互支援内容を定めたものです。

(近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン)

要領に基づいた相互間の迅速な応援を実現するため、被災文化財の救出、状況調査、応急処置、復旧費用の算定等にかかる応援自治体の職員を受け入れる体制作りや、作業に係る留意点について整理したものです。

(その他連携)

台風や落雷などの災害時についても、特に市町、府県境における消火や文化財レスキュー等における市町及び府県側の協力体制構築を進めていきます。

8 今後の対策

(1) 対策の方向性

(きめ細やかな視点からの取組の強化)

近年の自然災害の頻発により、様々な文化財の防災対策が迫られています。文

化財建造物の修理により構造強化を図ることも必要ですが、わずかな老朽化や倒木・崖崩れなどの恐れがある箇所を早期に把握できるよう、日常の巡視の中で意識していくことは大きな防災効果があります。

また、災害時に適切な対応ができるように、文化財所有者のための防災対策マニュアルで記された内容を、折に触れて確認しておくことも重要です。

（国宝・重要文化財防火対策ガイドラインの活用）

建造物 消防法令に基づく対応に加え、文化財の特性（建造物、敷地、立地、活用・管理の実態）に応じて個別に防火対策（自動火災報知設備、屋内屋外消火設備、避雷設備など）を講じる必要があります。

美術工芸品を保管する博物館等 消防法令に基づく管理体制（火災予防、警報・消火設備等の整備点検、消防訓練）を踏まえ、各文化財の特性や防火にかかる専門的な意見等を総合的に検討し、実施していく必要があります。

（地域が一体となって文化財を守る体制づくり）

文化財の防災対策を進めるには、文化財が所在する地域が一体となって守っていく枠組みをつくりあげていくことが大切です。文化財所有者に加え、地域住民、自主防災組織、地元の消防局や警察などの関係機関と協力、連携体制を構築していくことが地域で文化財を守る大きな力となります。

（2）府の取組

府教育委員会では、各市町村の文化財部局及び文化財所有者の協力を得て、京都府文化財保護指導委員による文化財の巡視を行っています。今後、無住の社寺などが増えていくことが想定されるため、ますますその重要性が増していきます。文化財のきめ細やかな視点による防災対策をより進めていくため、府内の各地域に密着した指導委員の取組の充実を図っていきます。

また、京都市内の文化財を対象として、災害対策・警察・消防・文化財等の行政機関及び関係団体による京都文化財防災対策連絡会が組織されています。積極的に参画し、文化財防災関係の情報共有を図り、その対策を進めます。また、府内の他の市町村においても、このような取組が進むよう求めます。

加えて、京都府文化財所有者等連絡協議会や府の文化財保存活用推進会議を通じて、文化財所有者・管理者、関係者、関係団体等に文化財の防災対策の必要性を広く普及啓発するとともに、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」の周知を図ります。

(3) 市町村の取組

文化財が密集して所在し、多くの参拝者や見学者が訪れる京都市内では、地域住民が一体となり文化財を火災や災害から守る仕組みの構築に向けた取組が持続的に行われています。

観光ボランティアガイドなどに防火講習等を実施し、応急処置ができる文化財マイスターの要請や市民による初期消火活動ができる文化財レスキュー体制の構築が進められています。

また、府内各地域においても、市町村等の行政機関と地域住民が一体となって文化財を守る取組が進められています。中でも、毎年1月26日の「文化財防火デー」においては、文化財所有者や地元自治会、消防団・署などの関係機関が連携して、大半の市町村で、定期的に防災訓練が行われています。訓練に際し、地域の文化財をどのように守っていくかについて、絶えず検討を重ねることも重要です。

京都府文化財保護指導委員	
主な取組内容	文化財の現状や保管に関する巡視を行うこと 文化財等の所有者その他関係者からの求めに応じ又は必要に応じて文化財等の保存管理に関する指導助言を行うこと
委員	69名（文化財の保護に関する見識を有し、かつ地域の文化財の現状を把握している者）府内全域の各地域に配置
府と市町村との連携会議	
京都文化財防災対策連絡会 京都府（教育庁指導部文化財保護課、文化スポーツ部文化政策室、危機管理部災害対策課、警察本部）、京都市（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、消防局予防部予防課、都市計画局都市景観部景観政策課）、関係機関（京都国立博物館、近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所、公益財団法人京都文化財団文化財保護基金室、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団、公益財団法人京都古文化保存協会）からなる（文化財防災の情報共有等）	
長岡京跡連絡協議会 長岡京跡の調査を行う京都府、京都市、長岡京市、向日市、大山崎町の発掘調査機関などからなる（調査に係る情報共有、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター取りまとめ）	
その他関係する民間団体等	
公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟 （文化財の保存と活用にかかる各種事業の推進）	
京都府文化財所有者等連絡協議会 （文化財の保存・活用、修理防災等の指導・助言）	
一般財団法人川合京都仏教美術財団 （府内の美術工芸品の保存修理の助成、旧灯明寺の文化遺産の保存・活用）	
公益財団法人祇神会（民俗・無形文化財の保存）	
【国選定保存技術保存団体】	
<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人美術院 ・公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会 ・一般社団法人国宝修理装飾師連盟 ・祭屋台等製作修理技術者会 ・文化財庭園保存技術者協議会 ・一般社団法人社寺建造物美術保存技術協会 ・文化財畳保存会 ・日本竹箴技術保存研究会 	
一般社団法人伝統技術伝承者協会	
【府選定保存技術保存団体】	
<ul style="list-style-type: none"> ・川島織物技術者会 ・龍村美術染織繡技術保存会 	

【保存修理事業を行う技能者・技術者を有する、保護継承を行う活動団体】

- ・一般財団法人建築研究協会
- ・一般財団法人京都伝統建築技術協力会
- ・NPO 法人古材文化の会（古建築及び古材の保存と活用）

なお、その他の国・府・市町村関係団体や民間団体とも連携していきます。

2 今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用に関わる行政上の課題や問題点などについては、府及び市町村の関係部局・機関・団体などと、各種の会議などを通じて、情報共有を進めているところです。

しかし、近年多発する自然災害や文化財のき損事例など、様々な状況に迅速に対応できるような体制整備が求められています。特に、災害時には、文化財の状況把握とその対応、情報の集約と発信、的確な指示・指導事項の周知徹底など、最新の状況に応じて必要となることと迅速に情報共有することがあります。

府では、これらの状況を鑑み、災害発生時の連絡調整の体制などを最新の状況に応じて、随時整備していく方針です。

3 府関係部局の施策と連携

京都府においては、平成 29 年に文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）の改正・施行及び国による文化芸術推進基本計画（平成 30 年 3 月）の策定を受け、文化の保存・継承から発展、創造及び活用まで、文化政策を総合的に推進するために、「京都府文化力による未来づくり条例」（平成 30 年京都府条例第 27 号）と、それに基づく「京都府文化力による未来づくり基本計画」（平成 31 年 3 月、以下「基本計画」という。）がまとめられました。

基本計画では、第 5 節で「目指すべき将来の姿の実現にむけた方策」として掲げた 7 項目の中に「文化の保存及び継承」が示され、そこで、「伝統文化、生活文化の継承」、「文化財の保存・継承・活用」が述べられています。加えて、府内各地で、文化財を含む「文化資源を生かした地域づくり」や「文化資源を活用した経済の活性化」への具体的な取組が進められています。

こうした取組をさらに進める上で、文化スポーツ部等府関係部局と連携し、本大綱に示す府内の文化財の適切な保存・活用に関する方向性に基づく府の取組として実施していきます。

さらに、京都府では平成 30 年 6 月、知事を本部長とした「観光戦略総合推進本部」を設置し、平成 31 年 3 月には全国屈指の質と量を誇る歴史文化遺産などの、地域資源を生かした観光施策の指針となる「京都府観光総合戦略」（以下「総合戦

略」という。)が策定され、観光を府の産業の土台を支える総合政策として位置付けています。

総合戦略では、「今後の取組方針と重点プログラム」を述べる中で、「京都観光」の最大の強みである文化資源を活かした地域振興と持続的な発展として、「地域に残る豊富な有形・無形の文化財の観光活用」を示しつつ、その取り扱いについては、今後制定予定の本大綱において、府における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にすることとされています。

また、令和元年10月に策定された「京都府総合計画」では、「文化財保存活用大綱において府内の文化財の適切な保存と活用を図るための基本方針を提示」となっています。

京都府では、これまで条例の趣旨に基づき、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう必要な施策を講じてきました。また、その推進にあっては、文化庁をはじめ、府教育庁所管課、危機管理部、総務部、府民環境部、文化スポーツ部、商工労働観光部、農林水産部、建設交通部局等の関係各課及び市町(組合)教育委員会等の関係機関・団体、文化財所有者と連携してきました(これら関係部局の条例・計画については、関連図参照)。

本大綱により、今後も庁内関係部局と一層連携し、府内に所在する文化財の適正な保存・活用が図られるよう努めます。

4 文化財保護行政上の市町村文化財部局の位置づけ

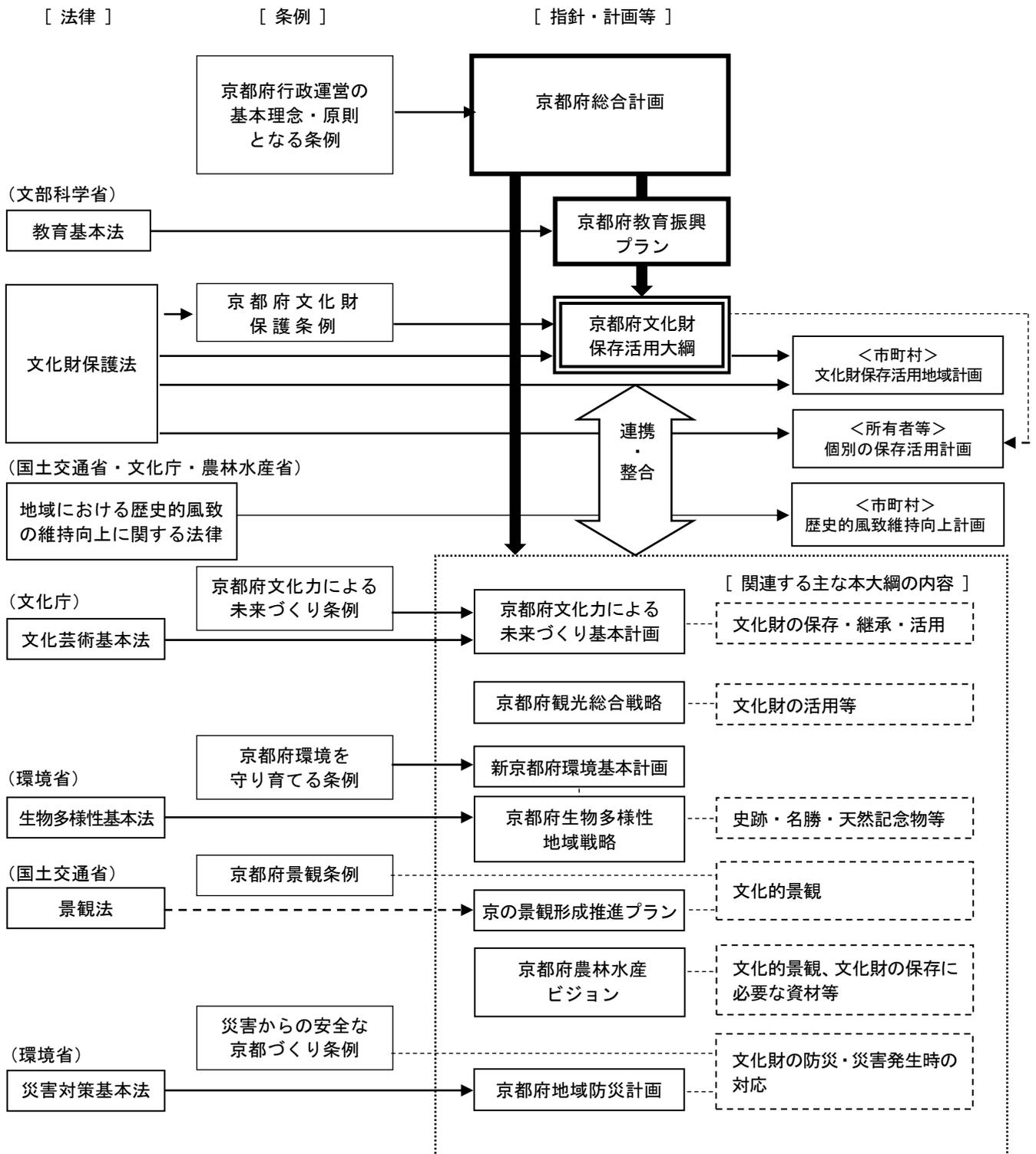
府の関係部局が、「もうひとつの京都」など府の施策の推進にあたり、市町村の関係部局と連携しつつ、文化財の保存・活用事業を推進する場合は、文化財が適切に取り扱われるよう、府及び市町村の文化財部局と十分に連絡調整を行った上で進める必要があります。

今回の法改正により、地方公共団体による文化財保護に関する事務を、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会をおくことを前提に、当該地方公共団体の長が、管理執行できるとしています。

府内においても既に文化財保護行政の所管が首長部局となった自治体もあります。こうした場合は、府教育委員会の事務処理規定上、特別の定めはありませんが、文化財保護行政の執行に関しては、従前どおり、連携を密にして進めることとし、府教育委員会が、市町村の文化財所管部局に対し、助言等を行うこととなります。

なお、本大綱は、京都府における文化財の保存・活用の基本的な方向性等を定めるものであることから、社会状況の変化や京都府の総合計画の改定の状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

京都府文化財保存活用大綱と他計画の関連図



* 計画の詳細は用語解説参照

別添資料1 用語解説・参考

第1章 2 目的

○「文化財保存活用地域計画」

各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランです。作成にあたり協議会を設置、協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できます。文化庁長官の認定をうける基準として、当該大綱に照らして適切なものであることが要件の一つとなっています。

○「文化財保存活用計画」

個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画です。文化庁長官の認定をうける基準として、大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものであることが要件の一つとなっています。

第2章 1 (2) 広域行政単位

<京都府内における旧郡名と広域行政区域>

○教育局

京都府の教育行政を担う5つの地方機関。地域の教育振興に取り組む。丹後教育局（丹後地域）、中丹教育局（中丹地域）、南丹教育局（南丹地域）、乙訓教育局（乙訓地域）、山城教育局（山城地域）があります。

○広域振興局

広域的な視点で地域振興に取り組む京都府の4つの地方機関。丹後広域振興局（丹後地域）、中丹広域振興局（中丹地域）、南丹広域振興局（南丹地域）、山城広域振興局（乙訓地域、山城地域）があります。

○区域

京都府域では、歴史的な変遷の中で、区域は変動してきました。たとえば、近代以降に成立する京都府の広域行政単位や市町村の合併は、歴史的な旧国域、旧郡域とは相違しています。旧丹波国は、明治4年の第1次府県統合により、京都府と豊岡県に分かれました。

平成17年に京都市へ編入合併した旧京北町は、江戸時代は禁裏御料地となっていたほか、元は桑田郡内に位置し、丹波地域（丹波国）に属していました。

現在は中丹地域としている旧加佐郡は古代には丹後国に属し、江戸時代には田辺藩や宮津藩の支配となっていました。明治12年に行政区画としての加佐郡が誕生した後に、

舞鶴市、福知山市大江町、宮津市の一部に分かれ、現在では舞鶴市域と福知山市域が中丹地域、宮津市域は丹後地域に属しています。

このため、府内各地に所在する文化財の特性を考える上では、一定の配慮が必要となる場合もあります。

第3章 1 (1) 文化財の指定等による保護と継承の現状

○「相楽東部広域連合」

相楽東部広域連合は、笠置町・和東町及び南山城村で組織され、行政の組織及び運営等に関する事務を行っており、文化財保護条例に基づき、文化財保護行政も取り扱っています。

第6章 1 (4) 市町村による文化財の地域的な保存・活用を積極的に支援

○「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(愛称：歴史まちづくり法)(平成20年)

この法律は、文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管で、「歴史的風致」(「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」(第1条))の維持及び向上を図り、次世代への継承していくことを目的としています。主な内容は、市町村の「歴史的風致維持向上計画」を国が認定し、認定を受けた計画に基づき、歴史的風致形成建造物の指定など特別の措置ができることとなっています。

第8章 3 府関係部局の施策と連携

○「京都府総合計画」

京都府では、令和元年10月「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」に基づく「京都府総合計画」が策定されました。総合計画は、本大綱の上位計画であり、20年後に実現したい京都府の将来像として「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げた上で、4つの姿が提示され、2つ目の姿に「文化の力で新たな価値を創造する京都府」が示されています。また、分野別基本施策では「文化力による未来づくり」の中で、今後4年間の対応方向・具体方策として「伝統文化、生活文化を継承するとともに、文化財の保存・継承・活用を進め」とされ、「文化財保存活用大綱において府内の文化財の適切な保存と活用を図るための基本方針を示すことにより、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む」ことが示されています。

○「京都府教育振興プラン」

京都府教育委員会では、平成 23 年に今後の 10 年を見通した教育の振興に関する基本計画として、「京都府教育振興プラン 一つながり、創る、今日の知恵一」を策定しています。この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画であり、本大綱の上位計画です。10 の重点目標のうちのひとつ「人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ」目標では、「京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成」が施策の方向性として掲げられています。

○「京都府文化力による未来づくり基本計画」

京都府の文化の保存・継承から発展、創造、活用まで、文化政策を総合的に推進するため「京都府文化力による未来づくり条例」（平成 30 年 7 月施行）に基づき、平成 31 年 3 月に策定されたものです。本基本計画では、「目指すべき将来の姿の実現にむけた方策」として掲げた 7 つの柱のひとつを「文化の保存及び継承」とし、そこで取り組む方策として、「伝統文化、生活文化の継承」、「文化財の保存・継承・活用」が示されています。

○「京都府観光総合戦略」

平成 30 年 6 月に知事を本部長として設置された「観光戦略総合推進本部」において検討され、平成 31 年 3 月に「あらゆる産業が観光の視点を持って成長するとともに、京都府全体が未来に向かって発展していくための指針として策定」されたものです。7 つの今後の取組方針と重点プログラムのひとつ「『もうひとつの京都』構想の深度化と相互連携」では、文化的景観の価値向上や情報発信が、さらに「『京都観光』の最大の強みである文化資源を活かした地域振興と持続的な発展」では、「有形・無形の文化財や生活文化の観光活用」としての事例が示されています。また、府立丹後・山城両郷土資料館の観光拠点施設としての活用も示されています。

○「京都府生物多様性地域戦略」

生物多様性基本法第 13 条に定める生物多様性地域戦略として、平成 30 年 3 月に策定されたもので、「新京都府環境基本計画」（平成 22 年 10 月策定）のもと、京都府の生物多様性に係る諸計画の上位に位置付けられています。戦略策定にあたっては、生物多様性により京都の文化と観光が支えられていることがその重要性のひとつとして掲げられています。個別の資料として示された「京都の庭」「芦生研究林」「『京都府の鳥』オオミズナギドリ」「深泥池の生きもの」「山陰海岸ジオパーク」「地域が一体となった希少種の保全活動」等には、史跡・名勝・天然記念物に関連する内容が示されています。

○「京の景観形成推進プラン」及び「景観条例」

平成 17 年 6 月に全面施行された景観法を踏まえて同年 12 月に策定され、平成 19 年 3 月には「京都府景観条例」が制定されました。同条例では、府における良好な景観の形成のための基本理念が掲げられ、そのための施策の一つである「景観法等を活用した景観形成を推進」のなかで、「文化的景観の保存及び活用を図ることにより、府の特徴ある文化的景観の形成を推進」するとしています。

○「京都府農林水産ビジョン～希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創～」

「農林水産京カプラン」（平成 23 年 3 月策定）を見直し、令和元年 12 月に策定されたものです。策定に当たっては、農林水産業や農山漁村の希望ある将来ビジョンを示すとともに、歴史・文化、産業や大学の集積など京都の強みをフルに生かした取組を展開するための戦略が掲げられています。その中には、京料理や和食といった京の食文化としての発信や、神社仏閣などの建築物に木を使用してきた歴史を踏まえた「京の木」のブランド化など、京都の文化や歴史と関わる施策についても触れられています。

○「京都府地域防災計画」（昭和 38 年 7 月制定、令和元年 6 月改定）

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき策定され、府その他防災関係機関が行う具体的施策が規定されています。「一般計画編」「第 3 編災害応急対策計画」の「第 38 章文化財等の応急対策」では、災害時における文化財等の応急対策が定められています。また、「震災対策計画編」「第 2 編災害予防計画」の「第 12 章文化財災害予防計画」では、文化財分野ごとに現状・方針・内容が定められているほか、4 項目の文化財保護対策がまとめられています。

○「災害からの安全な京都づくり条例」（平成 28 年 8 月）

府民の生命、身体及び財産を災害から保護し、府民が安全に暮らすことができる京都府を実現することを目的に制定されたものです。第 37 条において指定等文化財建造物の安全性の確保等が定められています。

別添資料2 京都府の文化財各分野の現状と課題

1 建造物、伝統的建造物保存地区、文化財環境保全地区

(1) 調査、指定

暫定登録文化財を対象に詳細調査を実施し、府指定・登録へとつなげるとともに、国に対しては重要文化財の指定に向けた積極的な取組が求められています。また、近代化遺産、近代和風の建造物の指定についても今後の課題です。

一方、文化財保護行政の多様化によって、建造物の調査等に必ずしも十分な時間が取れないことや、実際に調査を進める中で、所有者の理解を得ることが難しい、といった課題があります。

(2) 管理

社会の変化により、管理に目が行き届かない社寺が増加し、アライグマなどの動物による被害も多発しています。所有者のみで適切に維持し、将来にわたって継承することは困難となっています。その維持管理を広く地域全体で取り組むような環境をつくり出すことが必要です。

(3) 防災・防犯対策

文化財建造物の大多数は木造のため、防火対策は最も重要です。建物本体のみでなく、周辺からの延焼防止といった観点から、周囲の環境も含めた広域での保全対策も必要となります。

また、き損などの犯罪行為が近年多発しており、監視カメラの設置など防犯設備も重要です。地元の消防や警察等との連携を含め、地域全体で文化財を見守り、災害発生時の協力体制を整備することが望まれています。

自然災害に対しては、適切な周期での保存修理による強度保持の必要性はもとより、日常の維持管理の中できめ細かな対応を行う必要があります。

(4) 修理

保存修理は、一定の周期で実施することが求められ、劣化・破損した部分を修理して健全な姿を保つことが第一義です。指定文化財の保存修理工事では、創建時の姿に復原整備する場合があるほか、伝統的な技術により修理するのが原則であり、その豊富な経験をもつ技能者が必要となります。そのため、技術の向上や後継者育成は大きな課題です。

また、保存修理の費用についても課題です。国や府の補助制度はあるものの、所有者の負担は大きく、今後、社会の変化などにより、その費用を負担できなくなる状況

が見込まれます。

(5) 活 用

これまでから取り組んでいる文化財の価値や修理事業の必要性を広く普及啓発することも活用の大きな目的の一つです。また、保存修理の財源を確保するため、文化財を広く公開し、寄付金を募るといった方法等も考えられます。

2 美術工芸品

(1) 調査、指定

社寺の宝物庫などに所蔵され、内容が明らかになっていない資料が数多くあるため、市町村や大学等と連携した基礎的な調査が必要です。しかし、資料が膨大であるなどして、調査が長期間に及ぶものも多く、また専門家による詳細な調査が必要であるものの、文化財行政の多様化により、十分な調査が必ずしもできていない現状があります。加えて、文化財指定後の保存環境での規制等のため、指定への同意が得られないこともあり、これも課題となっています。

(2) 管 理

相続・売買の際は適切な法手続きを行い、所有者を明確にしなければ、文化財の所在不明につながる危険性があります。

また、素材が脆弱な紙、絹、木材などの非常に微細・繊細なものが多く、適切な維持・管理が不可欠です。例えば、社寺の建造物等に安置され、宗教行事等で使用される場合は温湿度の管理などが課題です。補助制度があるものの、その費用は所有者には大きな負担となっています。

(3) 防災・防犯対策

保存施設自体の補強に加え、周辺環境の維持などきめ細かな災害対策が必要です。十分な防災・防犯対策が困難な場合は、適切な保存施設への寄託が最も有効です。

(4) 修 理

多くは素材が脆弱なため、経年劣化により例外なく修理の必要が生じています。修理の技術は、伝統的な技術と学術的根拠に基づく高度な技能が必要です。修理技術は、伝統産業の技術とは別の技術体系ですが、その違いを認識しないで修理がなされる場合があります。また、絵画や彫刻など、種別ごとでも手法等が異なります。

修理費用の面でも、所有者の負担が大きいことが課題となっています。

(5) 公開

不用意な公開・活用は劣化や損傷の原因となります。文化庁の公開に係る指針に基づき、適切に公開していく必要があります。個々の置かれている状況は様々で、その適切な保存・活用に関しては、状況に応じた保存活用計画を策定していくことが必要です。

3 無形文化財

(1) 調査、指定、選択

無形文化財には芸能分野と工芸技術分野等がありますが、いずれも人間が体現する「わざ」そのものであり、そのわざを高度に体得した個人や団体を評価するものです。芸能分野は舞台等での成果発表、工芸技術分野は公募展・作品展等への出品を通して最新の技術・技能の動向の把握につとめつつ、これまでの実績を勘案しながらそれぞれ分野ごとの詳細な調査を継続的に行うことが必要です。

また、調査にあたっては、後継者の育成、技術・技能の発信、地域文化への貢献など、「わざ」の継承と普及啓発に関する取組の調査もあわせて行うことが重要です。

(2) 伝承、記録作成

「わざ」を伝承する保持者や保持団体は、自らそのわざを練磨するとともに、その継承に向けた活動を積極的に実施することが必要です。

一方、記録作成も次世代に向けた継承活動の重要な取組です。記録作成の方法は多種多様ですが、過去のデータを含む成果物の公開を積極的に取組む必要があり、記録方法も含めてどのようなあり方が適切なの今後の検討課題です。

(3) 公開

また、近年の社会状況の変化により、保持者・保持団体の継承に向けた活動は後継者や弟子に限ることなく広く一般に公開することが求められており、市町や関係機関と連携しながら取組を進めることが必要です。「わざ」の公開は、後継者の育成に加え、無形文化財の周知や理解の促進にも必要不可欠です。

4 無形民俗文化財

(1) 調査、指定

国・府の指定等は、府立丹後・山城両郷土資料館や各市町村による民俗調査の成果を基礎として進められてきました。社会の変化は、地域で伝えられてきた民俗行事、民俗芸能等の急激な消滅や変容を進展させています。継続が困難なものについては詳細な記録作成が求められています。

(2) 保護・管理

地域のコミュニティによって担われるのが本来の姿です。自主性が失われないようにすることも重要です。時間の経過の中で変容するため、特定の型を固定して保存することは不可能です。また、保存・活用には、伝承者の養成を基本とし、演じる機会を継続的に設けることや地域の人々の協力を得ることができる環境づくりが必要です。保存のためには、使用される用具、演じる施設等の維持・管理が重要ですが、高額な費用が必要で大きな負担となっています。安易な修理・新調事業による文化財として不調和な変容を避けることも重要です。

(3) 活用

祭礼行事は、多くが他者から観られることを意識しています。多くの人たちがこれを鑑賞できるようにすることが継承面で重要です。地域コミュニティの衰退が、変容や継承へ向けた取組の衰退へつながります。その中で、変容に柔軟に対応し、継承に努めている事例が府内で幾つか認められます。これを広く情報共有していくことは継続に向け重要です。大規模な祭事では観光化が進み、ボランティア等の外部人材の協力やクラウドファンディングによる寄付募集などの取組も行われています。今後の保存や公開活用には、地域ごとの状況を踏まえた保存活用計画の策定が課題といえます。

加えて、次代の継承に向け、様々な行祭事を将来再現が可能になるような形で記録するとともに、その記録にアクセスしやすい環境を整えることも重要です。

5 有形民俗文化財

(1) 調査、指定

府内の資料館、博物館等では、地域の特色を示す有形民俗文化財の調査、収集を進め、市町村では、その代表的なものを指定し保存を図っています。

(2) 保護管理

戦後の高度成長期以降の生活用具類の保存等に関しては今後の課題です。収蔵スペースの確保やその費用負担などが課題となる中、体系的な収集の方向づけを図ることが課題となっています。

(3) 修理

有形民俗文化財の場合、そのものがかつてどのような形態をしていたかということよりも、使用されていた痕跡をどう伝えているか、ということが重要です。修理に当たっては、復元的な修理とならないよう、使用形態やその痕跡を確認しながら進める

ことが重要です。

(4) 公開、活用

広く公開していくことは伝承していくために重要ですが、失われた生活様式の伝え方は大きな課題です。どのように保護し、管理、修理、公開・活用していくかが課題であり、保存活用計画を策定することも必要といえます。

6 史跡名勝天然記念物

(1) 調査、指定

史跡等には多種多様な文化財が該当します。そのため、府内には未指定であっても、国指定に劣らない価値をもつ、遺跡・社寺、庭園・橋梁、溪谷・海浜などが多数存在しています。史跡等の新規指定や追加指定を図り、その保存・活用を推進していくことが重要です。併せて各種記念物に悉皆的な調査を実施し、未指定文化財に一定の価値付けを行い、幅広く保存・活用を図ることも課題といえます。

(2) 保存、管理、修景・整備

史跡等の保存はその種類・性格等に応じた適切な手法によりなされる必要があります。また、日常の管理においても同様の配慮が必要とされます。

修景・整備事業を実施する際には、適切な保存・活用のための計画、文化財の本質的価値を踏まえた手法等による事業実施が必要です。

(3) 活 用

史跡等の活用として、歴史公園としての整備あるいは現状の社寺・庭園等の公開などが行われています。これまでも、歴史公園は地域の遺跡や歴史を学び、体験する場としての活用が行われてきています。社寺・庭園は有名観光地として多くの来客があり、地域の歴史・文化を体験する場として活用されています。このようなケースでは、周辺も観光地化している場合が多く見受けられ、食事や文化について併せて体験することもできます。直接的な活用でなくとも地域活性化の核となっています。また、近年ではVR・ARを利用した仮想体験や、ユニークベニューとして各種のイベントが開催される事例も増加しています。

(4) 課 題

史跡等には多種多様な文化財があり、その種類・性格・規模などにより様々な課題があります。そのため、個別の史跡等に応じた適切な対応を行う事が求められます。そ

のために「保存活用計画」が策定されることが望まれますが、未策定の史跡等が大部分であることが課題となっています。

保存・修復事業等は、文化財修理の技術を用いて適切に実施する必要があります。しかしながら、専門的な知識・技術をもつ設計監理業者、施工業者等が不足している点が課題となっています。

また、活用事業において、近年、利用者等が必要とする便益施設等の設置、新たな収益施設等の設置が求められることが多くなっています。利用者等の増加により、史跡等にどのような影響が与えられるのかモニタリングを行い、対応を図ることも必要とされています。一方で、周辺にインフラが整っていないため十分に活用されていない史跡等も存在しています。

所有者の財政的事情にも課題があります。所有者による維持管理が困難となった場合、自治体が管理団体となるなどの検討も必要ですが、自治体の財政状況にも課題があり、自らが所有する史跡等の整備もままならない状況があります。

天然記念物は、周辺環境の変化により滅失のおそれがあります。京都府には、多様で貴重な自然環境が広がるのに対して、現状での天然記念物の指定・登録件数が少なく、自然保護の観点からも、その調査を進めていく必要があります。ただし、自然環境の一部でもある天然記念物についての保護・管理等は単純ではなく様々な課題があります。

7 文化的景観

(1) 文化的景観の選定

文化的景観保護のため、国・府による選定制度があります。それぞれ選定の手続きは異なりますが、両者とも自治体の景観部門との連携が必要です。

文化的景観は、有形の文化財という側面から、一定の範囲と重要な構成要素が一体的に選定されることとなります。また、地域住民による生活・生業が生み出した景勝地という価値を持つことから、実際にそこに住んでいる人たちには気づかれていない可能性があります。そのため、様々な視点から、生活・生業と景勝地の関係を研究・検討し、価値付けを行う必要があります。また、生業が生み出す景観のため、選定にあたっては地域住民の理解や協力が不可欠となり、合意形成に時間や労力が必要となります。

(2) 保存・修景

文化的景観の保存・修景は、重要な構成要素が生活・生業を感じさせるように実施されることが必要です。また、周辺の環境も一体のものとして捉え、保存・修景の計画に反映することが望まれます。一方で、文化的景観は、緩やかな変容を容認する文化財でもあります。本質的な価値を維持しつつ、まちづくりとして、地域の活性化に

つなげていく観点も必要とされています。

また、地域住民の生活・生業が生み出した景勝地に本質的な価値があるということから、地域住民の生活・生業に対する配慮も必要となります。文化的景観は、景観というハードウェアの側面を生活・生業というソフトウェアが支えていることに十分配慮し、持続可能な体制を整えることが望まれます。

(3) 課題

国選定重要文化的景観に対する自治体の取組は、制度が新しいこともあり、選定に至ったのが、宇治市、宮津市、京都市の3市、選定のための取組を進めているのが和束町1町という状況です。国選定重要文化的景観制度は、まちづくりと密接に関連しているため、今後の文化財保護行政だけでなく、地域活性化やまちづくりへの活用が期待されます。一方で、地域独特の生活・生業が衰退し景観が変貌していく現状において、現在はかろうじて残されている文化的景観が早期に衰亡・消滅する危険性もあります。

8 埋蔵文化財

(1) 現状

京都府には約 18,000 箇所の埋蔵文化財が確認されています。

埋蔵文化財保護行政の基本は、把握・周知、調整、保存、活用の4段階からなり、この4段階が円滑に循環することが求められます。なお、府内自治体の埋蔵文化財専門職員配置状況は約7割となっています。また、目的別に開発事業に伴う記録保存のための発掘調査と、史跡・遺跡の保存・活用、整備のために実施される保存・活用目的のための発掘調査がありますが、現在、前者の件数が圧倒的に多い状況です。

(2) 把握・周知、調整、保存、活用

埋蔵文化財の把握を目的に実施する分布調査は一部の市町村を除き、悉皆的に実施されています。その成果は、府のホームページで公開され、周知が図られています。

記録保存目的の発掘調査は、市町村の公共事業や民間事業については原則市町村が対応しています。また、保存・活用目的の発掘調査についても府・市町村が実施しています。現在、史跡整備につなげるための発掘調査が複数の市町で行われています。

京都府では昭和56年に財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターを設立し、府教育委員会が調整の上、府事業、国・旧公社公団事業にかかる発掘調査を実施し、併せて、遺跡に関する研究や普及啓発活動を実施しています。

埋蔵文化財の活用の一環として、府・市町村ともに現地説明会の開催や、各種セミ

ナー・シンポジウム、遺跡・出土品等に関する展示、普及啓発冊子の刊行、体験学習など多様な取組を行っています。

(3) 埋蔵文化財専門職員

府内市町村では、埋蔵文化財専門職員が開発に伴う発掘調査等の対応と文化財全般を担当する事例が多く見られます。そのため、幅広い知識で地域の文化財全体の保存・活用を担う専門職員として位置付け、人材育成を図っていくことが望まれます。

(4) 課 題

府内市町村では、開発事業に伴う記録保存を目的とした発掘調査が主体となり、普及啓発や活用とのバランスを欠く場合が見受けられます。また、熟練した技術、地域の埋蔵文化財に対する深い知識を有する職員が退職し、世代交代が進んでいる点にも課題がみられます。

また、これまでの発掘調査によって得られた出土品は、貴重な文化財ではありますが、収蔵施設や展示施設あるいは人材が府・市町村とも不足しており、十分な活用がなされていない状況にあります。

9 文化財保存技術

文化財の修理及び修理等に用いる材料・用具の生産・製作などを行う上で欠くことのできない伝統的な技術や技能は、法・条例により選定保存技術として選定され、その保護が図られています。その保持者・保持団体は、零細事業者が多く、行政の支援がなければ技術を継承することが難しい状況です。

10 その他 世界文化遺産

(1) 登 録

京都府に所在する世界文化遺産「古都京都の文化財 ―京都市・宇治市・大津市―」は、京都市、宇治市、大津市に所在する17社寺城から構成され、比較的早い1994年に世界遺産条約に基づき登録されました。

(2) 保存、管理、修景・整備、活用

構成資産は国指定史跡等もしくは土地と一体的に指定された重要文化財建造物となっています。そのため、世界文化遺産独自の保存、管理、修景・整備に関する制度はなく、通常の国指定史跡等、重要文化財建造物と同様の扱いが各所有者により行われています。

(3) 課 題

世界遺産の構成資産をとりまくバッファゾーンは文化財保護法ではなく、景観条例や古都保存法などでの対応となっています。そのため、バッファゾーンで行われる開発行為等への対応が課題となっています。

また、複数の自治体に構成資産が存在しているため、一体的な保存・活用をどのように図るかも課題となります。

別添資料3 国宝・重要文化財市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

市町村名		建造物				美術工芸品																
		重文		国宝		絵画		彫刻		工芸品		書跡典籍		古文書		考古資料		歴史資料		合計		
		件数	棟数等	件数	棟数等	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	重文	国宝	
京都市		210	482	42	51	458	42	299	32	169	13	442	55	272	26	18	3	22		1680	171	
乙訓	向日市	1	1			1						2									3	
	長岡京市					3		3													6	
	大山崎町	4	7	1	1	1		7						1							9	
山城	宇治市	14	49	3	6	5	1	22	3	4	2	1		1				1		34	6	
	城陽市	3	3					2								1				3		
	八幡市	5	27	1	10	2		10		1		4		2						19		
	京田辺市	6	12			1		3	1					1						5	1	
	木津川市	19	20	3	3	3		26	3	1		1		1						32	3	
	久御山町	1	1					1												1		
	井手町																					
	宇治田原町							6						2						8		
	笠置町	1	1					3		1		1								5		
	和束町	3	3					2								1				3		
	精華町	2	2					2												2		
	南山城村					1		1												2		
南丹	亀岡市	7	7			4		8				2								14		
	南丹市	6	8					1							1				2			
	京丹波町	5	5								2								2			
中丹	綾部市	3	3	1	1	2		3		1		1		1					8			
	福知山市	1	1			2		1							1				4			
	舞鶴市	4	21			6	1	10					1						17	1		
丹後	宮津市	2	9			1		6		5		1		3	1	1			17	1		
	与謝野町							1		1						2		1	5			
	伊根町					1				1									2			
	京丹後市	2	2					2		1						2			5			
郡部計		89	182	9	21	33	2	120	7	16	2	15		13	1	9		2	208	12		
合計		299	663	51	72	491	44	419	39	185	15	457	55	285	27	27	3	24	1888	183		

* 国宝件数は、重要文化財件数の内数である。

別添資料4 重要無形文化財・民俗文化財等市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

市町村名	重要有形民俗文化財 (件)	重要無形民俗文化財 (件)	重要無形文化財		重要伝統的建造物群保存地区 (地区)	国登録有形文化財		文化的景観 (件)	有形民俗文化財 国登録 (件)	国選定保存技術	
			各個指定			建造物	美術工芸品			保持者 人	保持団体 (件)
			人数 (人)	件数 (件)							
京都市	4	6	9	10	4	427	2	1	2	18	12
乙訓	向日市					24					
	長岡京市					24					
	大山崎町					13					
山城	宇治市		1	1				1			
	城陽市					9					
	八幡市					3					
	京田辺市										
	久御山町					11					
	井手町										
	宇治田原町										
	木津川市		1			1					
	笠置町										
	和束町										
	精華町										
	南山城村										
南丹	亀岡市		1			3			1		1
	南丹市		1		1	7					
	京丹波町										
中丹	綾部市	1				2					
	福知山市					5					
	舞鶴市		1			16					
丹後	宮津市					10		1			
	与謝野町				1						
	伊根町				1	2					
	京丹後市					13					
郡部計	1	4	1	1	3	143	0	2	1	0	0
合計	5	10	10	11	7	570	2	3	3	18	12

別添資料5 (特別) 史跡名勝天然記念物市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

市町村名	史跡					名勝					天然記念物					計	特別計	登録記念物		
	史跡	特別史跡	史跡及び名勝	特別史跡及び名勝	史跡及び天然記念物	特別史跡及び天然記念物	名勝	特別名勝	名勝及び史跡	特別名勝及び史跡	名勝及び天然記念物	特別名勝及び天然記念物	天然記念物	特別天然記念物	天然記念物及び史跡				特別天然記念物及び史跡	天然記念物及び名勝
京都市	36		13	3			30	9	7				6					92	12	
乙訓	向日市	2																2	0	
	長岡京市	1																1	0	
	大山崎町	2																2	0	
山城	宇治市	3		1			1											5	0	
	城陽市	6																6	0	
	八幡市	2					1											3	0	
	京田辺市	1					1											2	0	
	久御山町																	0	0	
	井手町																	0	0	
	宇治田原町																	0	0	
	木津川市	4						1	1									5	1	
	笠置町			1														1	0	
	和束町	1																1	0	
	精華町																	0	0	
南丹	南山城村																0	0		
南丹	亀岡市	2										1						3	0	
	南丹市						1											1	0	
	京丹波町																	0	0	
中丹	綾部市	2					1											3	0	
	福知山市																	0	0	1
	舞鶴市											1						1	0	
丹後	宮津市	2					1	1										3	1	
	与謝野町	4																4	0	
	伊根町																	0	0	
	京丹後市	5										1				1		7	0	
郡部計	37		2			6	2	1				3				1	50	2	1	
合計	70		15	3		36	11	8				9				1	139	14	1	

※ 特別史跡名勝天然記念物の件数は、史跡名勝天然記念物件数の内数である。

※ 史跡のうち乙訓古墳群は京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがるためそれぞれでカウント。

合計数は1件のため、合計数値とは一致しない。

(平成31年4月1日現在)

市区町村名	有形文化財																	民俗文化財				記念物					指定登録小計		文化財環境保全地区			合計							
	建造物		美術工芸品														無形文化財		有形		無形		史跡	名勝	天然記念物	天然記念物及び名勝	指定	登録	決定	選定	選定								
			絵画	彫刻	工芸品		書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計																												
					指定	登録						指定	登録																										
指定	棟数	登録	棟数	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録										
京都市	49	194	8	15	33	14	1	20	6	10	8	7	1	98	2	9	2	1	2	3	1	2				165	12	1	2	180									
乙訓	向日市	2	3	1	1						1			1	0				1							4	1		1	6									
	長岡京市	1	1	1	3	2	4				2	1		9	0					1		1				11	2	1		14									
山城	大山崎町			1	2		1		1		1			3	0											3	1			4									
	宇治市	11	17	3	4		3	1			2	3		9	0				1	1	4					26	3	2		31									
	城陽市			4	5		1							1	1			2								1	7	4		12									
	八幡市	5	11	2	3		3	2	1	2	1			9	0				1	1	1	1				17	3	2		22									
	京田辺市	1	3	5	5	3	2	1			1	1	1		7	2				2						10	7	6		23									
	木津川市	4	7	8	18	2	1	4	3	2	1		1	1	1	1	1	5		3	1	5	1			18	21	8		47									
	久御山町			1	1								1		0	1							2				0	4			4								
	井手町	1	1	1	2			1				1	1		2	1								1		4	2	2	1	9									
	宇治田原町	1	2	3	5		1								1	0				1	1					3	4	2		9									
	笠置町			2	2	1				1	1				3	0					1					3	3	1		7									
	和束町	1	2	1	2	2	2								4	0			2	1			1			6	4	1	1	12									
	精華町			1	1				1						1	0				1						2	1	1		4									
	南山城村			2	3	1						1			1	1				1						2	3	1	1	7									
	南丹	亀岡市	7	9	6	12	2	3	2	2		2		3	12	2			1	1	3		3	1			23	13	7		43								
南丹市		7	9	8	12	1	2	1	2	1	1	1		6	3				2	10	3			1		19	21	7		47									
京丹波町		1	1	5	7	2	3	1	1	2	1			8	2				1	3			1			11	10	2		23									
中丹	綾部市	7	9	7	10	1		1	2	1	1	1	1	6	2	1				3		1	1			16	12	5	1	34									
	福知山市	5	14	4	10	5	1	1	2	2	4	3		17	3	1	1		2	6	3		2			31	13	5	2	51									
丹後	舞鶴市	8	17	3	5	3	2	2	1	3	2	1		12	2			1	11		2					22	17	3		42									
	宮津市	6	12	1	4	4	5	2	1	2	5	1	3	1	22	2			3	1	2		3	1		33	8	1	1	43									
	京丹後市	5	5	5	8	3	7	2	4		1	1	6	1	1	17	9			3	11	6	1	1	1	34	25	3	2	64									
	伊根町			1	2	1				4				5	0				2	5						7	6			13									
	与謝野町	3	10	2	2	1			1			2		4	0				1	3	4	2	2			16	5	3		24									
郡部計	76	133	78	129	34	8	39	8	22	9	9	1	33	8	28	1	6	1	171	36	2	0	1	12	19	68	21	0	18	1	13	1	1	322	196	67	0	10	595
地域定めず																										5		5									5		
合計	125	327	86	144	67	8	53	9	42	9	15	1	43	8	36	1	13	2	269	38	11	0	3	12	20	70	24	0	19	1	15	6	1	487	213	68	2	10	780
			211			75	62	51	16	51	37	15	307			11	15	90	24	20	21					700													

重要文化財及び府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は除く。

別添資料7 京都府暫定登録文化財市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

市町村名	有形文化財									有形民俗文化財	記念物				合計
	建造物	美術工芸品									史跡	名勝	史跡及び名勝	天然記念物	
		絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計						
京都市	431				1		27		28	7				466	
乙訓	向日市					7	17	6	30	2	1			33	
	長岡京市	14	25	7	1	9	12	2	56		1			71	
	大山崎町	1	2	3		1			6					7	
山城	宇治市	13	44		14	5	2		65	2				80	
	城陽市	8				3			3	3	2			16	
	八幡市		13	4		1	3	1	22	2				24	
	京田辺市		10				2		12		2			14	
	木津川市	20	38		5	4	8		55	2	1		1	79	
	久御山町						4		4	1				5	
	井手町								0	1				1	
	宇治田原町								0					0	
	笠置町	6						1	1	2				9	
	和束町								0					0	
	精華町	6				2			2	1				9	
	南山城村	4							0	1				5	
	南丹	亀岡市	17	7	24		8	5		44	8	12	2		83
南丹市		13	1	4	1	1	2		9	6	2			30	
京丹波町							2		2		1	2		5	
中丹	綾部市	5	1				5		6	1	2			14	
	福知山市	9		2			4		6	1				16	
	舞鶴市	19	5	2	1	2	3		13	3		1		36	
丹後	宮津市	9	25	3			5		33	2	2		1	47	
	京丹後市	52	8			2	5		15	3	1			71	
	伊根町	1				2			2					3	
	与謝野町	7			1	1	6	3	11	1				19	
郡部計	204	179	49	0	23	48	86	12	397	42	27	5	2	0	677
合計	635	179	49	0	24	48	113	12	425	49	27	5	2	0	1143

別添資料8 市町村指定文化財件数一覧

(令和元年5月1日)

市町村名	有形文化財										無形	民俗文化財		史跡	名勝	天記	文景	伝建	選定保存	環境保全	合計	条例施行年月
	建造物		美術工芸品									有形	無形									
	件数	棟数	絵画	彫刻	工芸	書跡	古文	考古	歴史	計												
京都市	指定	74	182	77	56	26	8	12	21	11	211	8	0	16	34	25	0	4	10	382	S57.4.1	
	登録	27	43	3	7	1		23		4	38	3	54	12	3	10				147		
	計	101	225	80	63	27	8	35	21	15	249	11	54	28	37	35	0	4	10	529		
向日市				2	8			5	7	1	23		1	1	2					27	S59.9.23	
長岡京市		6	35	8	6			6	7		27		1		3					41	S50.7.1	
大山崎町		5	5		2			1	1		4									9	S60.4.1	
宇治市		4	15	3	34	2	3		3	2	47	1		1	2		1			56	S44.4.16	
城陽市		5	11		10	2		3	4	3	22		1	2	3					33	S61.4.1	
八幡市				5	10			1	1		17									17	S60.4.1	
京田辺市					12				3		15			4	3					22	S50.3.24	
木津川市		6	7	5	10		1	3	3	3	25			1	4	1				37	H19.3.12	
久御山町				2	5	1					8					1				9	H5.3.30	
井手町				1	1				1		3					1				4	H7.4.1	
宇治田原町	指定	9	9		12				1		15		1		1	1	2			29	S48.10.5	
	登録	1	1								0									1		
	計	10	10		12				1		15		1		1	1	2			30		
精華町				5							5									5	S63.12.27	
相楽東部広域連合											0									0	H21.4.1	
亀岡市		9	14	4	17	4	1		1		27		3	2	3		5			49	S43.12.23	
南丹市		17	25	2	39	11	2			1	55		1	2	1		11	0	1	89	H18.1.1	
京丹波町		3	3	2	13	4	4				23			4	7	1	9			47	H17.10.11	
綾部市		4	6	5	13	3	4	7		2	34			2						40	S40.4.1	
福知山市		29	36	25	44	17	4	12	3		105		3	11	3		23			174	S38.6.1	
舞鶴市		10	12	9	24	12	2	8	7	10	72		16	5	1	1	12			117	S38.10.17	
宮津市		6	6	8	14	3	2	2	2	2	33		10	5		1	8			63	S59.4.1	
京丹後市		12	12	15	12	11	3	1	9	1	52		1	3	17	3	11	0		101	H16.4.1	
伊根町		1	2		1						1		1	10				1		14	S60.6.29	
与謝野町		7	7	5	17	10	3	1	3	1	40			4	5		3		1	60	H18.3.1	
郡部指定計		133	205	101	309	80	31	50	56	26	653	1	39	57	55	9	90	0	3	0	3	1043
合計	指定	207	387	178	365	106	39	62	77	37	864	1	47	57	71	43	115	0	7	0	13	条例制定 市町村 26/26
	登録	28	44	3	7	1	0	23	0	4	38	0	3	54	12	3	10	0	0	0	0	
	計	235	431	181	372	107	39	85	77	41	902	1	50	111	83	46	125	0	7	0	13	

別添資料9 国・府・市町村指定登録等文化財の地域別・分野別の割合

